

平成28年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成28年2月 29日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成28年2月29日

25日間

至 平成28年3月24日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 6 議案第 3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定について

第 7 議案第 4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定について

第 8 議案第 5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基本条例の制定について

第 9 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

第10 議案第 7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

第11 議案第 8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制  
定について

第12 議案第 9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

第13 議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

第15 議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 第 1 7 議案第 1 4 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 5 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 6 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 7 号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 8 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 1 9 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 国民健康保険南丹病院組合理約の一部変更について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 町道の路線認定について
- 第 2 8 議案第 2 5 号 町営土地改良事業の施行について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度京丹波町一般会計予算
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度京丹波町須知財産区特別会計予算

- 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度国保京丹波町病院事業会計予算

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君
- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿賀美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君
- 1 0 番 村 山 良 夫 君
- 1 1 番 岩 田 恵 一 君
- 1 2 番 北 尾 潤 君
- 1 3 番 梅 原 好 範 君
- 1 4 番 鈴 木 利 明 君
- 1 5 番 松 村 篤 郎 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

## 4 欠席議員（0名）

## 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺尾豊爾君
副町	長	島中源一君
参事		伴田邦雄君
参事		山田洋之君
総務課長		中尾達也君
監理課長		木南哲也君
企画政策課長		久木寿一君
税務課長		松山征義君
住民課長		長澤誠君
保健福祉課長		下伊豆かおり君
子育て支援課長		津田知美君
医療政策課長		藤田正則君
農林振興課長		栗林英治君
商工観光課長		山森英二君
土木建築課長		十倉隆英君
水道課長		山内和浩君
会計管理者		谷口誠君
瑞穂支所長		川嶌勇人君
和知支所長		榎川諭君
教育長		松本和久君
教育次長		中尾裕之君

6 欠席執行部（1名）

代表監査委員	小畑圭一君
--------	-------

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

- 議長（野口久之君） 本日は、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。
- ただいまの出席議員は16名であります。
- 定足数に達しておりますので、平成28年第1回京丹波町議会定例会を開会します。
- 直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

- 議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
- 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・山田 均君、6番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

- 議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から3月24日までの25日間と決しました。
- 会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

- 議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 本定例会に町長から提出されています案件は、諮問第1号ほか39件です。
- 後日、町長から、追加提案の提出があります。
- 提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。
- 小畑代表監査委員から体調不良のため欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
- 2月26日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。
- 2月8日に福祉厚生常任委員会、2月9日に総務文教常任委員会と産業建設常任委員会が、また、2月17日には議会活性化特別委員会と交通網対策特別委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究・現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第47号を発行いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆様には大変ご苦勞さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（野口久之君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日ここに、平成28年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は、京都縦貫自動車道全線開通、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業、合併10周年記念式典の開催など、本町にとりまして記憶に残る年となりました。この10年の歩みを振り返りますとき、議員各位を初め、町民の皆様方の温かいご支援とご協力に心から感謝を申し上げます。そして、次の10年を見据え、町民の皆様と手を携えてしっかりと歩いていくことをお誓いするものであります。

平成28年度は、京丹波町の安定的な発展に向けた未来への責任を果たすための地固めの年度と位置づけております。

このような中、現在、京都府が工事を進めています京都府立丹波自然運動公園の京都トレーニングセンターは、平成28年度に供用が開始される予定であります。このトレーニングセンターには、京丹波町産の木材がふんだんに使われ、森林資源の活用を進める本町のシンボリックな施設になると考えております。

また、運営は、専門家による指導のもとで、合宿しながら医科学的トレーニングを行うことができるなど全国有数のトレーニングセンターであり、全国はもちろん、世界で活躍する

多くのアスリートがここから誕生することを期待しているところであります。

本町といたしましても、充実した京都府立丹波自然運動公園を町内小・中・高校生の競技力向上に活用するとともに、スポーツ観光による交流拠点として位置づけ、交流人口の増加による地域振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、新庁舎の建設についてであります。合併10周年を経て、まちの防災拠点として、また、町民が集い、交流が図れるまちの拠点として新庁舎の整備は不可欠であると考えております。このため、平成28年度から総務課内に新庁舎建設室を設置し、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。施設の整備は、主な充当財源となる合併特例債の活用が可能な平成32年度末までに行うこととし、新庁舎基本計画審議会を設置し、基本計画の策定を進めてまいります。

さて、我が国の経済状況は、これまでのアベノミクスの取り組みである大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、企業の経常利益は過去最高水準に達するなど、デフレ脱却まであと少しのところまできていると言われております。

しかしながら、個人消費の動向は、全体として緩やかな回復基調にあるものの、一部に弱さも見られることから、引き続き機動的な経済財政運営を行っていく必要があるとしております。加えて、景気回復による有効求人倍率の上昇と生産年齢人口の減少によって人手不足が顕在化しています。

こうした状況の中、国は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、これまでの「三本の矢」を束ね、一層強化した新たな第一の矢「希望を生み出す強い経済力」を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組むこととしております。

また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」を含めた「新・三本の矢」の取り組みに貢献するため、平成27年度補正予算において「地方創生加速化交付金」を創設し、地方版総合戦略に位置づけられた事業で、先駆的な事業を支援することとしております。

この交付金は、実施する事業ごとに、ふさわしい具体的な業績評価指標を設定するとともに、PDCAサイクルによる継続的改善を行うこととし、事業費は一団体当たり4,000万円から8,000万円を目安とされております。このため、本町におきましても、平成27年度補正予算にその事業費を計上し、取り組むこととしております。

なお、平成28年度の地方財政対策におきましては、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円が確保されたほか、歳出項目に重点課題対応分が新たに創設され、自

治体情報システムにおける情報セキュリティー対策費などで2,500億円が計上されるなど、地方創生の推進が図られています。

また、地方税の大幅な伸びにより、一般財源総額は平成27年度を約1,300億円上回り、6兆6,792億円とされましたが、地方交付税は、546億円減額となる1兆7,003億円とされ、4年連続の減額となったところでございます。また、赤字地方債である臨時財政対策債も7,370億円の減となったものの、3兆7,880億円を借り入れるなど、地方においても依然として借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

こうした情勢の中、私が、これまで推進してまいりました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを継続発展し、どのように未来に引き継いでいくのか、平成28年度の町政運営の基本方針につきまして申し述べたいと思います。

初めに、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の取り組みが一段と加速してまいりました。本町におきましても、昨年11月に基本理念を「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」とする「京丹波町創生戦略」を策定いたしました。この計画により、町民の皆さんの安心と暮らしの豊かさの中に、穏やかでどこか懐かしさを感じられる「日本のふるさと」を目指すこととしております。

なお、平成29年度から10年間のまちづくりの指針となる「第2次京丹波町総合計画」につきましては、創生戦略を基本に据えながら、平成28年度中に定めてまいります。

また、平成28年度は、「森の京都」のターゲットイヤーとして取り組みが本格化します。本年3月下旬に長老ヶ岳一帯を含む京都市、南丹市、綾部市にまたがる区域が「京都丹波高原国定公園」として指定される見込みであります。さらに、10月には全国育樹祭が京都府で開催されます。この二つのイベントを核として、京都府と関係市町が連携し、さまざまな取り組みを展開する「森の京都博」を開催することとしております。これを契機に、森の京都の玄関口と位置づけられる道の駅「京丹波 味夢の里」や京都府立丹波自然運動公園を中心に、さらに人を呼び込む「京丹波の森づくり」を進めてまいります。

さて、「安心」のあるまちづくりについてであります。

私は、町長就任以来、町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題に地域医療の確保を掲げ、今日まで取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、平成23年度から京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化や病院と診療所の連携強化を図ることができました。また、京都府を初め、府立医大及び関係医療機関との連携により、課題でありました医師の確保を図ることができ、昨年3月14日には、公立南丹病院の辰巳院長を講師に迎え「地域包括医療発



表会」を開催したところであります。本年も、3月12日に「地域包括医療講演会」を開催する予定としております。京丹波町病院と各診療所をさらに「私たちのまちの私たちの病院」として身近に感じていただけるよう、今後とも、在宅医療の充実など地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、近年、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。今後とも、地域全体での見守りや声かけの取り組みを進め、みんなで支える地域福祉づくりをさらに推進してまいります。

次に、住民の安心・安全と、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進を初め、若年層や勤労者が受診しやすい体制づくりに努めてまいりました。平成28年度におきましては、27年度に健診項目に導入した「ピロリ菌検査」の対象年齢を19歳に引き下げ、胃がんの早期発見による、疾病リスク低減を図ってまいります。また、健康長寿のまちの実現に向けて、第二次健康増進計画の策定に取り組むとともに、引き続き、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会などとの連携を強め、地域ぐるみの「健康づくり」と、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、安心して医療が受けられるよう心身障害者やひとり親家庭などに対する医療費助成を初めとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度に加え、昨年9月からは、医療助成範囲を18歳以下の方までに拡充した高校生等医療助成事業を開始しました。また、妊婦健診に必要とされる健診14回分を全て公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対する不妊治療にかかる費用を軽減するため、「不妊治療助成金事業」を継続してまいります。

また、第6期介護保険事業計画に基づき介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、家族介護支援や認知症予防事業を積極的に実施し、在宅高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、新しい総合事業へのスムーズな移行に向けて、丁寧な説明に努めてまいります。

障害者支援では、第4期障害福祉計画に基づき、相談支援事業の充実と、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携して、地域生活支援事業を推進してまいります。

消費者の安全確保に関しましては、消費生活相談員による「消費者相談窓口」を継続し、相談員による出前講座を初め、高齢消費者のトラブル防止など関係機関と連携した啓発活動

に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、平成27年度に、災害現場や災害対策本部との通信を確保するためのデジタル防災行政無線を整備したところでございます。この施設の活用により、災害時の消防団活動を迅速かつ的確に補完し、防災体制の強化を図ってまいります。また、消防団に配備しております小型動力ポンプ付積載車は、更新計画の前倒しにより、配備が完了し、より現状に即した実効性の高い機動力が発揮できるものと思っております。このほか、各種防災訓練に取り組み、地域防災力の強化を図ってまいります。また、消防団との緊密な連携はもとより、日頃から民生児童委員さんを初め、各地域の自治会とも一層連携し、災害時における要援護者へのきめ細かな対応に努めてまいります。

また、防犯事業としまして、区等において整備されます街灯の設置補助を継続して実施するとともに、公共施設等に防犯カメラを設置するなど犯罪の抑止力向上に努めてまいります。

原子力防災につきましては、万一の事故に備え、避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるなど、地域協議会と緊密な連携を図り、避難計画の実効性の確保に努めてまいります。

次に、一般住宅等の耐震化につきましては、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物につきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を促進してまいります。また、住宅改修補助金交付事業につきましても、地域経済活性化への効果も大きいことから、事業を継続して進めてまいります。

町営バスの運行につきましては、公共的施設等や地域を結ぶ重要な生活交通手段として、安全運行と利便性の向上に引き続き取り組んでまいります。特に、買い物支援及び観光客等の交通確保のため、「道の駅和線」を新設することについて関連議案を提案させていただくところであります。

町内唯一の高校であります須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進策として引き続き助成を実施いたします。

また、町営バスのほかJRバス、鉄道などを地域公共交通として一体的にとらえ、日常生活や観光に対応する交通体系を検討するため、基礎調査を行うこととしております。

次に、「活力」のあるまちづくりであります。

本町の地域資源など特徴を活かした産業振興や生活環境の向上、地域の活性化に向けた社会資本整備により、活力みなぎるまちを目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の確保・育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置や、近年、特に深刻なサル被害に対応するため、個体数調査を実施し、効果的な捕獲につなげるとともに、地域ぐるみの追い払い活動を支援してまいります。

また、狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や、町域を越えた広域捕獲の実施のほか、より効果的な捕獲対策を研究してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる集落営農組織のほか、新規就農者や認定農業者などが行う農業機械の導入や施設整備に対する支援を強化いたします。また、就農前後の青年就農者に給付金を支給し、定着を図ってまいります。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、売れる米づくりを進めるとともに、主要特産物である「黒大豆」、「小豆」を初め、「そば」、「京野菜」などの生産振興や直売所の取り組みを支援します。

また、古くから本町の特産物である「丹波くり」については、生産拡大を図るため、丹波くり振興事業の推進を図り、生産者の確保・育成と生産拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

畜産対策につきましては、堆肥の活用による土づくりを推進するとともに、経営所得安定対策を活用し、耕種農家と畜産農家の協力による自給飼料の生産・供給のできる仕組みづくりを推進してまいります。

次に、約4.7ヘクタールに及ぶ鳥インフルエンザ発生農場跡地につきましては、映画関係者から映画ロケ地として高い評価を得ているところであり、既存建屋を解体撤去し、自然環境を活かしたロケ地として活用してまいります。

農業・農村整備につきましては、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、実施されている日本型直接支払制度として、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金により、農業・農村の多面的な機能を発揮するための地域活動や営農活動が今後引き続き適切に行われるよう支援してまいります。また、安定的な農業経営や安心・安全な農村生活を実現するため、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、「命の里」事業など地域力の向上を目指した集落連携活動への支援にも取り組んでまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的な機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を実施いたします。また、効率的な森林施業に不可欠な路網整備を行うため、坂原地区と西河内地区を結ぶ「森林管理道塩谷長谷線」の開設工事を引き続き実施してまいります。

また、本町の豊かな森林資源を最大限活用するため、平成26年度から進めてまいりまし

た「森林資源量解析システム」が平成27年度に完成いたします。その精度の高い森林資源情報をもとに森林整備計画を策定し、木材利用の拡大や効率的な森林の整備・保全を図ってまいります。

一方、間伐施業における間伐材は、搬出コストの増大により放置されることが多いことから、搬出コストに対する支援を行い、切り捨て間伐から搬出間伐への切り替えを促進し、経営基盤の強化と資源の有効活用を図ってまいります。

森林資源を初めとする地域資源については、木質バイオマス、家畜排せつ物、生ごみ、廃食用油などを活用した産業創出と地域循環型のまちづくりを目指すバイオマス産業都市構想の策定と推進を図ります。特に、市場・大倉地区においてモデル事業として取り組んでいます木質バイオマスの活用による地域熱供給システムでは、わちエンジェルと特別養護老人ホーム長老苑への熱供給に向けて整備工事を実施し、熱エネルギー利用の推進を図ります。

さらに、町内産木材利用促進事業や薪ストーブ等導入事業、「京丹波ぬく森のイス」プレゼント事業、木育（もくいく）の推進などを通じて、町内産木材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの促進に取り組んでまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、さまざまな面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春は、3期生18名が卒業される見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定していると聞いております。卒業生の皆様の活躍を心から期待するものであります。

また、循環型森林経営など先進的な取り組みを進める北海道下川町との交流を通じて、本町の森林林業施策を実施してまいります。

次に、商工業及び観光の振興につきましては、まだまだ厳しい経済情勢の中で商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行ってまいります。

また、これまで実施してきました京丹波食の郷創造プロジェクト事業をより充実発展させるため、「京丹波町まるごと交流型観光推進事業」として実施し、食をテーマとした様々な取り組みや、農産物の6次産業化を推進し、「食の郷・京丹波」として全国への流通拡大や町内への集客などを図ってまいります。

平成28年度も「食の祭典」を丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催し、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、町民総参加のイベントとして町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、昨年京都縦貫自動車道の全線開通を契機として、一層の企業誘致や新たな起業育

成及び地元企業の活性化を推進してまいります。

さらに、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導方法の確立など、京丹波町観光協会等関係団体と連携を図りながら推進してまいります。

また、平成28年度から新たな取り組みとして、道の駅「丹波マーケス」を拠点とした高齢者の買い物支援事業を実施してまいります。

この事業は、現在、道の駅「和」で実施されておりますワゴン車での送迎体制をモデルとして、丹波地区及び瑞穂地区の高齢者の方々を対象とした「買い物ワゴン車」による送迎サービスの実証運行を予定しております。

次に、道路等の整備であります。道路は産業活動や住民の生活を支える社会基盤であり、地域の連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するためにも欠かすことのできないものがあります。このため、道路の利便性・安全性の向上はもちろん、京都縦貫自動車道の全線開通や京都府立丹波自然運動公園の京都トレーニングセンターの開設などと連携した、ストック効果が最大限発揮されるよう、必要な道路整備に取り組んでまいります。また、橋梁などの定期点検や長寿命化計画を踏まえた老朽化対策、通学路などの安全対策に取り組んでまいります。

国道関係につきましては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であることから、狭小区間や歩道未設置区間等の改修に向けて、関係団体とも協調し、安全な道路の早期実現に向け引き続き取り組んでまいります。

府道関係につきましては、ほとんどの路線が事業継続路線となっており、沿線市との連絡や、国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交通基盤として、その役割は重要であります。このため、早期改修に向けて、沿線住民の皆様や、促進同盟会、協議会の皆様とともに継続して、要望活動を行ってまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により治水機能が向上し、安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう京都府と連携して取り組むとともに、災害の常習地となっている須知川等の河川につきましては、事業化に向けた関係者との連携、調整に取り組んでまいります。

また、砂防事業等につきましても京都府と連携して取り組むこととし、町管理河川においては、災害発生につながることはないよう、必要な修繕を行い健全な河川環境の整備に努めてまいります。

畑川ダムの関係につきましては、治水と利水の機能が十分発揮できるよう関係機関とともに適正な維持管理に努めてまいります。また、ダム湖畔の周辺整備につきましては、地元地

域はもとより町の活性化に寄与する施設として、地域との合意形成を図りつつ持続可能な整備を目指してまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に、現有施設の維持管理業務を徹底するとともに、最終年度となりました丹波・瑞穂地区及び和知地区の統合整備事業を引き続き推進し、事業の完了を目指してまいります。

また、下水道事業では、循環型社会の構築を図るため、計画的・効率的な維持管理に努め、あわせて生活排水処理対策を推進し、清らかな水環境の創造と将来への恵みの豊かな環境の承継に努めてまいります。

次に、「愛」のあるまちづくりであります。

平成27年度から本格施行されました「子ども・子育て支援新制度」に伴い、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、昨年3月に策定しました「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てを みんなで育む 地域の輪」を基本理念に、地域の実情や特性を踏まえた子育て支援施策を総合的に取り組んでいるところであります。全ての子どもたちは、町の将来の担い手であり、発達支援事業の充実を初め、児童虐待未然防止に向けた専門機関と子育て支援機関との連携強化に努めるなど、切れ目のない子育て支援を実施してまいります。

また、児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」は、子ども・子育て支援新制度の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、会員数も増加するなど順調に事業が進んでおり、引き続き推進してまいります。

なお、保育所の運営につきましては、人間形成の基礎を培う乳幼児期における質の高い教育と保育の充実に努めてまいります。

また、平成27年度から実施しております町独自の第3子以降の保育所利用料等の無料化を継続して実施してまいります。

次に、幼保連携型認定こども園の整備についてであります。平成27年2月に京丹波町子ども・子育て審議会から町立幼稚園・保育所のあり方について答申をいただいたところであります。地域の特色を生かした総合的な教育・保育環境づくりを進めるため、平成28年度から教育委員会内に認定こども園建設推進室を設置し、施設の整備までの具体的な検討を行うこととしております。

学校教育では、「京丹波町教育振興基本計画」を踏まえ、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知、徳、体のバランスのとれる、いわゆる「生きる力」の育成に一層努めてまいります。また、「京丹波町いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防

止や早期発見、早期対応にしっかり取り組んでまいります。

また、平成28年度に開設されます丹波自然運動公園の京都トレーニングセンターを活用し、小中学生の体力、競技力の向上など、地の利をいかした教育活動を関係機関と連携し推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、平成27年度に実施しました幼稚園・中学校の空調設備の整備に続き、小学校での普通教室等の空調設備工事など、安全でよりよい教育環境づくりを計画的に進めてまいります。

須知高校との連携につきましては、京丹波町における須知高校のあり方懇話会の意見を踏まえ、同校の発展、活性化のための支援の充実を検討してまいります。

社会教育におきましては、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など、さまざまな地域力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進してまいります。

特に本年度は、「森の京都」のターゲットイヤーとして、町内の小学生が木材に触れ、そのよさや活用方法、森林保全に携わる地域の人々、そして林業の役割を学ぶ機会を提供してまいります。

また、様々なスポーツ活動を通じて住民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、ホッケーフェスティバルやカヌー教室等、町外からも参加いただける事業を通じて、本町の魅力発信にも努めてまいります。

さらに、町の誇りであり大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承を図りながら広く情報発信に努めてまいります。

ケーブルテレビ事業では、今後とも自主放送番組等を通じて、コミュニティの活性化を初め、防災・防犯対策、産業の活性化、保健・福祉・教育など各種行政施策の推進を図ってまいります。

また、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、引き続き地域支援担当職員を中心に地域に溶け込み、積極的に地域の活動を応援してまいります。

さらに、誰もが自分らしく生きることができるとともに、住民要望や住民相談等に、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、「女性のための相談窓口」も、毎月1回の実施を継続し、関係機関と連携しながら、各種相談業務を充実させ、ぬくもりとほほえみのある町政を推進してまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境保全に関する普及啓発を行うとともに、公害防止や産業廃棄物の適正処理、さらに適正な動物飼養や空き地管理などについ

て、各関係機関と連携を図るとともに、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

また、生ゴミ等堆肥化容器購入助成や資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、ゴミの減量化や再資源化を推進するとともに、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、「住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助制度」を継続してまいります。

最後になりましたが、これら様々な施策の実現には、健全財政の維持が不可欠であります。先に述べましたとおり、平成28年度の地方財政対策におきましては、地方税の増収等により、一般財源総額は平成27年度を上回る額が確保されましたが、地方交付税は、546億円が減額されたところであります。

健全財政の維持に向けた本町の課題であります地方債残高の縮小につきましては、これまでに実施しました繰上償還をはじめ、交付税算入の有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制などにより縮減が進み、平成27年度末の実質公債費比率も14%台を見込んでいるところであります。しかしながら、最近の大型事業の実施に伴う財源として地方債の借り入れを行ったことから、地方債残高も増加に転じたところであり、今後、新たな元金の償還が始まり、公債費の増加が見込まれるところであります。また、普通交付税の算定に係る合併特例期間の段階的縮減が始まることから、一層の財政健全化対策が急務であります。

このことから、「公平・透明・納得」の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構と十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めるなど、自主財源の確保に引き続き取り組みを進めてまいります。

また、多様化する住民ニーズに応えられる質の高い行政運営を行うためには、職員の資質向上が重要であります。このため、職員みずからが常に問題意識を持ちながら、住民満足度の向上に向けて日々努力し、政策形成能力の向上を図る必要があります。今後とも、公平公正で親切丁寧な応対を徹底させるとともに、やさしさとぬくもりを感じていただける職員の育成に努めてまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私ひとりで成しえるものではございません。緊張感をもって誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいります決意であります。

議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成28年度の施政方針といたします。



○議長（野口久之君） 以上で町長の施政方針の説明を終わります。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第44、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

《日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第44、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（野口久之君） これより日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第44、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。平成28年3月31日をもって任期満了となります森裕美子委員を再推薦したいので、議会のご意見をお伺いするものであります。

森氏は、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、京丹波町行政不服審査会を設置するものであります。

議案第4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定につきましては、新庁舎の建設基本計画の策定のために、審議会を設置するものであります。

議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基本条例の制定につきましては、ふるさと納税によりいただいた寄附金を適正に管理し、必要な事業の財源として活用するため、基金を設置するものであります。

議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまし

ては、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、買い物支援、観光客の交通確保のため、道の駅「和」に係る路線の新設等を行うものであります。

議案第8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法並びに同法施行令の施行に伴い、同法と同様の手続等を定めるものであります。

議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律により、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び勤務手当の支給月数を改正するもの及び地域手当の支給に関し、新たに規定を設けるものであります。

議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年8月の人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するもの及び平成28年4月から平成29年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の額を100分の10減じた額とするものであります。

議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年8月の人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年4月から平成29年3月までの間、管理職手当の月額を100分の10減じた額とするものであります。

議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第16号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び基準省令の改正に伴い、平成28年4月1日から1日の利用定

員が18人以下の小規模な通所介護事業所等が地域密着型サービスに位置づけられることや、認知症対応型通所介護事業所に「運営推進会議」の開催が義務づけられることなどから、必要な人員基準等を定めるものであります。

議案第17号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、使用料を現行の半日及び1日の単位から、1時間単位に改めるものであります。

議案第18号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅の一部を用途廃止したため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更につきましては、居宅サービス事業所を設置し訪問看護ステーションを設けることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散につきましては、南丹・京丹波地区土地開発公社理事会において、解散の同意が可決されたことを受け、京都府知事への解散認可申請を行うに当たり、設立団体の解散議決を必要とするものであります。

議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、現行の計画が平成27年度をもって終了することから、引き続き過疎対策の特別措置を受けるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成28年度から32年度まで5カ年の計画を定めるものであります。

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、特産館「和」の指定管理者に一般財団法人和知ふるさと振興センターを指定するものであります。

議案第24号 町道の路線認定につきましては、一般府道遠方瑞穂線の道路改良事業に伴い、現道部分の延長193メートルについて、町道道ノ下線として新規路線認定を行うものであります。

議案第25号 町営土地改良事業の施行につきましては、京丹波町坂原地内の農地4.3ヘクタールをかんがいする、ため池の稲荷池が、堤体の法尻からの漏水等により危険な状態であるため、災害の発生を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、町営により早急に整備する必要があることから、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算から、議案第41号 平成28

年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、115億2,070万円、前年度当初予算に比べ0.7%の減額となりました。また、病院事業を含む特別会計全体では、国民健康保険事業特別会計の保険給付費や水道事業特別会計の施設管理経費と施設整備費用などの増額要因等により、93億5,417万4,000円と、前年度対比5.9%の増額となっております。なお、全ての会計の総額は208億7,487万4,000円となり、前年度対比4億4,091万9,000円、2.2%の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、和知地区の旧和知第2小学校跡地を利用した屋根付きの多目的交流施設整備や周辺整備に、2億443万円、平成27年度に整備を行いました和知地区の馬森、花ノ木団地の9区画のうち、未売却である5区画の分譲に際し、若い世帯の定住を促進するため、若者定住促進宅地購入補助金として500万円を計上しております。

また、これまで地域のにぎわいの中心としてまちの発展に寄与してきましたJR和知駅ですが、駅利用者を初め、周辺住民の集いの場や活性化の拠点として利用できるよう、駅前活性化プロジェクトの取り組みの一環として、駅舎の改修に882万円を計上しております。

このほか、ふるさと寄附金に対するお礼として町特産品を送り、本町の豊かな食をPRするとともに、地域振興を図るための経費として、寄附金の全額積み立てを含み4,304万円、新庁舎建設に向けての基本計画審議会運営や基本計画策定委託などに3,988万円、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援として、「町有財産有効活用支援負担金」に85万円、瑞穂支所周辺の防犯対策として防犯カメラの設置に56万円、森の京都推進事業に1,115万円、平成29年度からの第2次京丹波町総合計画策定に733万円、第2次男女共同参画計画策定に551万円、町営バス運行事業特別会計への繰出金に7,345万円、須知高校への通学支援に町営バス利用促進助成金として216万円、地域おこし協力隊6人の人件費及び活動経費として2,566万円、協働のまちづくりを推進し住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金及び地域力向上事業助成金、そして昨年12月に設立された京丹波町住民自治組織連絡協議会への補助金を合わせて237万円を計上したところであります。

地域資源活用推進事業として、木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システムに係る整備工事に2億8,460万円、工事の監理業務に1,080万円、京丹波町ぬく森のイス贈呈事業や北海道下川町との交流など、森林（もり）の文化創造事業に246万円を計上

しております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における子育て支援の充実、拡充に配慮した予算編成に努めたところであります。

地域福祉の一層の推進を目指し、地域福祉計画の策定に328万円、地域に密着した見守り活動のネットワーク構築事業として390万円を計上し、障害者の自立支援事業に3億5,883万円、自立支援医療給付事業に2,370万円、地域生活支援事業に4,812万円を計上しております。

また、高齢者福祉では、介護保険事業に3億239万円、介護療養型老人保健施設運営事業に1億45万円、高齢者の在宅生活を支援する在宅高齢者等生活支援事業に2,553万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に2億8,957万円を計上しております。

また、本町独自の取り組みとして、子育て医療費助成事業に2,779万円、高校生等医療費助成事業に363万円、すこやか子育て祝金事業に800万円を計上したほか、ファミリー・サポート・センター事業に500万円、児童手当支給事業に1億6,413万円を計上しております。

なお、消費税率の引き上げによる影響緩和措置として設けられました臨時福祉給付金給付事業の3年目分として、2,227万円、また、低所得の障害基礎年金、遺族基礎年金受給者を対象とした「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業」に1,179万円を計上したところであります。

次に、保育所費では、上豊田保育所保育施設整備工事に256万円、みずほ保育所施設改修工事に54万円、わちエンジェル施設改修工事に246万円などの環境整備や運営経費に総額3億3,588万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、健診内容を充実させ、引き続き各種健診事業を無料で実施するとともに、健診後の保健指導や健康教育事業の充実を努めてまいります。また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のための不妊治療給付事業140万円、妊婦健康診査860万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,818万円、胃がん、大腸がん検診など、その他健康診査事業に4,603万円を計上しております。

また、予防費では、予防接種事業に3,863万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止などの環境衛生対策では、地球温暖化対策実行計画策定に984万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金に360万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め、7,917万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億8,497万円、簡易水道費には6億3,960万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、農業費では、有害鳥獣対策事業に7,405万円を計上し、被害防止や捕獲施設の設置など対策の強化を図るため、中山間地域等直接支払事業に1億1,073万円、多面的機能支払交付金事業に9,606万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、集落営農組織への農業機械導入補助をはじめとする農業振興事業に2,822万円、新規就農を支援する後継者育成事業に466万円、担い手と農地の問題解決に向けた京力農場プラン事業に943万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,715万円、京野菜の生産拡大に向けた機械導入を補助する、京野菜産地支援事業に219万円、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用の推進を図るための鶏舎解体撤去経費などに7,058万円、農業用施設整備などの農地保全事業に1,212万円、ため池等を整備する土地改良施設維持管理事業に3,000万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興、農業生産基盤の整備と防災・減災に向けた整備を進めてまいります。

また、ケーブルテレビの運営には2億1,640万円を計上しております。

林業費では、林業の担い手育成をはじめとする林業振興対策事業に1,067万円、町有林の主伐等を実施する公有林整備事業に2,732万円、特産である「丹波くり」の振興に368万円、木材需要の拡大と有効利用を図る木材搬出事業に566万円、森林資源の循環利用などを目指す木のぬくもり活用推進事業に563万円を計上したほか、森林管理道塩谷長谷線の開設に8,712万円を計上し、森林の保全及び活用と路網整備を図ってまいります。

商工費では、企業誘致対策事業として684万円を計上し、積極的な企業誘致活動や立地企業支援を実施するとともに、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助を初め、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,574万円、融資保証料補給事業に500万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き実施します。このほか、買い物弱者対策事業に515万円、また、消費生活相談窓口の設置と啓発事業等に155万円を計上し、安心・安全な消費生活の実現に努めてまいります。

観光費では、観光振興事業として、京丹波町観光協会の運営補助に800万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してま

います。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」の維持管理・運営モニタリング業務委託費などに1,729万円を計上し、施設の適切な運營業務の確認を行うこととしております。

京丹波まるごと交流型観光推進事業には、1,869万円を計上し、各種物産展への参加や旅行会社訪問など積極的な観光プロモーションを実施し、戦略的な観光施策を推進します。

土木費では、道路維持費として6,774万円を計上しております。冬季の除雪を初め、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。道路新設改良費では、曾根宮ノ浦戸麦線の改良や橋梁修繕、舗装修繕等、継続して整備を進める14路線と、蒲生野中央線等、新規に取り組む6路線、また、4カ所の治水対策などに総額7億4,083万円を計上し事業に取り組んでまいります。このほか、河川維持管理事業に3,289万円を計上したところであります。

また、住宅管理費として町営住宅の維持管理費に1,838万円、木造住宅耐震改修事業や継続して実施します住宅改修補助金事業に1,035万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金に2億7,270万円、消防団運営費に7,755万円、防火水槽設置事業に1,575万円を計上しております。また、避難所用パーティション、防護服、個人線量計などの原子力災害対策備品の整備や、災害時の緊急備蓄物資の購入などの防災事業に498万円を計上したほか、デジタル移動系防災行政無線維持管理事業費として409万円を計上し、災害時の体制強化に努めてまいります。

教育費では、総額で9億7,334万円を計上しております。

小学校の普通教室等の空調設備工事に2億4,783万円、小中学校学習支援員等配置事業に2,584万円、京都トレーニングセンター等を活用した体力・競技力向上事業に68万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、平成27年度の賦課資料及び決算見込、また地方財政計画の指標などをもとに検討を加え、過大見積もりにならないよう計上したところであります。

現下の経済情勢のもと、景気の伸びは、ほぼ横ばいに推移しており、上向きには今しばらくの時間が必要な状況であると認識しております。

また、本町における総所得の伸びや地価の状況についても、依然としてマイナス基調で推移していることなど、全体的に大幅な増収は見込めない現状から、総額で前年度比1,589万円減額の15億6,954万円を見込んでいるところであります。

財政健全化対策に積極的な取り組みを行うこととし、その取り組みの一つとして、ふるさ

と寄附金による財源の確保を図ってまいります。寄附金の額は、3,000万円を見込み、その全額について基金を創設して積み立て、次年度以降において、寄附目的に合致する事業に活用してまいります。

なお、地方交付税につきましては、平成28年度から合併特例措置の段階的縮減が始まることから、合併算定替と一本算定の差額の10%を減額し、特別交付税を含め前年度から9,000万円減額の50億1,000万円を計上したところであります。

平成28年度は、施政方針で申し上げましたように、京丹波町が次の10年あるいは未来に向かって進んでいくための地固めの年度として位置づけております。このため、これまで推進してまいりました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりをさらに強固なものにするために、きめ細かな保健福祉関係事業の一層の充実や、新たな財源の確保を初めとした財政健全化対策の推進はもちろん、町民の皆様が誇りと愛着を持っていただける京丹波町の実現に向けた積極的な予算編成としたところであります。

まちづくりのための課題は尽きることはありませんが、一つずつ解決するためにしっかりと課題に向き合い、職員一丸となって町政の推進に当たってまいり所存であります。

議員各位を初め、町民の皆様の格別のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続き特別会計につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、23億2,060万円を計上しております。

国民健康保険事業は、少子高齢化の進展や雇用環境の変化、税負担能力の低下や医療費が増加傾向にあることなど、市町村国保が抱える構造的な課題により、財政状況が一段と厳しさを増す中、国においては、社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を示すプログラム法が成立し、また、昨年5月の法改正では、持続可能で安定した財政運営を目的として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担うこととなったところであります。今、国保制度改革は計画から実行段階へと移る大きな変革期を迎えております。引き続き国の財政支援の強化を求めるとともに、国保制度改革に係る今後の行方を注視してまいりたいと考えております。

本町の国保税率につきましては、これまでから保険給付費等の伸びに対応するため、税率改定も視野に入れ種々検討を重ねておりますが、今年度におきましても、被保険者の皆様の負担を考慮し、据え置くことといたしました。

引き続き、特定健診事業に積極的に取り組むとともに、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政安定化を図ってまいります。また、京都府国民健康保険広



域化等支援方針に基づく共同事業等を活用して業務の効率化を図り、安定的な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億1,777万9,000円を計上しております。

本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。

平成28年度におきましては、広域連合からの助成金も削減されることから、人間ドックの個人負担を1割から2割に変更するものの、一般会計からの繰入れなどにより、高齢者の保健予防に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

介護保険事業特別会計事業勘定では、22億680万7,000円を計上しております。

第6期介護保険事業計画に基づき、引き続き介護サービス給付の適正化と介護予防事業に取り組むとともに、地域支援事業の充実を図り、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での暮らしが営めるよう、事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、住民主体の健康づくりや介護予防の取り組みを支援するとともに、平成27年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行については、利用者の皆様に混乱が生じないよう関係機関との連携を図りながら、スムーズな移行に取り組んでまいります。

あわせて、介護保険制度の改正については、被保険者の方に十分ご理解いただけるよう広報や丁寧な説明に努めてまいります。

サービス事業勘定では、要支援者への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進いたします。

また、老人保健施設サービス勘定では、1億7,286万6,000円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問事業と組み合わせて、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては、18億3,120万円を計上しております。施設の適正な維持管理を行うとともに施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。

経営状況等を明確にするため、昨年度から引き続き、企業会計への移行経費を計上しております。

施設整備では、統合整備事業も最終年度となり、平成28年度末の完了を目指し、丹波・瑞穂地区で、畑川浄水場高度浄水処理施設の築造工事に着手するほか、給水区域を結ぶ連絡

管・ポンプ施設の整備や未給水区域である小野地区の配水管整備を進めてまいります。

和知地域では、広野立木地区でのJR委託工事を含め、配水管整備を進めてまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億5,270万円を計上しております。使用料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費縮減に努めてまいります。

施設整備では、平成27年度までに実施しました農業集落排水処理施設の機能診断と最適整備構想結果を踏まえた施設補修や改築に取り組むための整備計画を策定いたします。

公共下水道では、下山地内において、京都府の藤ヶ瀬橋工事の支障となる管渠の移設工事を実施いたします。またグリーンハイツ区内の誤接続調査の結果に基づき、修理及び改築計画を策定してまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、9,891万円を計上しております。児童・生徒の通学バス及び地域公共交通として安全運行に努めるとともに、利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、各診療所の3条予算の収益的収入に10億2,450万円、収益的支出には特別損失3,900万円を含む10億6,350万円を計上しております。また、4条予算の資本的収入に1億3,343万8,000円、支出におきましては4億4,622万5,000円を計上し、資本的収支に不足する額3億1,278万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

なお、財政対策として、平成15年度に瑞穂病院移転新築事業として借入れをしました利率2.4%の2件分について、定期償還額を除く元金合計残額2億5,392万2,000円を繰上償還することとしております。

診療報酬につきましても、平成28年度は、改定の見直しの年であり、引き続き厳しい経営環境に変わりはありませんが、さらなる経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の一層の連携強化を図り、地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、医師確保につきましても、引き続き京都府や府立医大並びに関係医療機関への要望や奨学金制度の活用などにより、一層安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、529万6,000円を計上しております。また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成27年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第1号につきまして、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

京丹波町では、現在、11名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいているところでございます。

森裕美子氏は、今年の3月31日をもって任期満了となりますが、これまでの活動実績や地域住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員として再推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

森裕美子氏は、京丹波町安栖里森屋1番地にお住まいで、昭和26年8月7日生まれの満64歳で、現在、1期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。

それでは、諮問第1号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町安栖里森屋1番地、氏名 森裕美子、昭和26年8月7日生まれ

平成28年2月29日提出、京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるた

め。

以上でございます。なお、裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

行政処分に関し、住民がその見直しを求め、行政庁、町に対して、不服を申し立てる手続において、公平性の向上、使いやすさの向上、住民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しが行われるものでございます。

本資料のほかに、1枚ものでカラー刷りの資料を準備しておりますので、そちらのほうをごらんをいただきたいと存じます。

この資料の中ほどの図でございますけども、左側の現状でございます。

町が行った行政処分に対して不服申し立てを行った場合、町は行政処分を行った行為に関し内部で審理を行い、申立者に対し裁決を下すこととなっておりますが、その審理を行うものの規定はなく、妥当性をチェックする第三者機関もないことから、公平性に欠けるものとなっております。

今回の行政不服審査法の改正によりまして、町は審理に置いて職員のうちから処分に関与しない者を審理員として選任し、申立人と処分側の主張を公正に審理し、採決の案を作成することと、第三者機関を設置し、諮問を行い、答申を受けた上で採決を行うこととなり、第三者の視点で審査する側の判断の妥当性をチェックすることで、判断の採決の公平性を向上させることを主な目的としております。

議案書に戻っていただきまして、1枚めくっていただきまして、今回設置いたします行政不服審査会は、第4条で委員5人以内で組織することとしております。また、第5条で、委員は審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律もしくは条例または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから、町長が委嘱するとしております。任期は2年、再任は可としております。また、第8条で庶務は総務課において処理することとしております。

なお、施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上、京丹波町行政不服審査会条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定について、補足説明を申し上げます。

町長の施政方針にありましたように、防災拠点、交流拠点として、新庁舎の建設に向けまして、具体的に検討を進めてまいります。

庁舎の建設に当たりましては、まず、建設基本計画の策定が必要となることから、これを円滑に進めるため、審議会を設置するものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、本審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置するものでございます。

第2条の所掌事項では、審議会は、新庁舎建設に関する事項について町長の諮問に応じ、調査及び審議し、答申するものでございます。

次に、第3条の組織は、第1号 町議会が推薦する議員から、第5号 町長が適当と認める者のうちから、委嘱または任命する委員15人以内で組織するものとしております。

次に、第4条の委員の任期でございますが、任期につきましては、町長に答申を行う日までとしております。

次に、第8条で庶務について記載をしております。庶務は、総務課において処理することとしております。

以上、京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本町の豊かな食のPRと地域振興、貴重な財源の確保手段として取り組んでおりますふるさと寄附金におきまして、いただきました寄附金をその寄附目的どおりに、効果的に利用するため、基金条例を設置するものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、第1条の設置につきましては、ただいま申し上げたところでございます。

第2条の積み立てにつきましては、寄附金の額、全額を町一般会計歳入歳出予算に組み込み積み立てるものでございます。

次に、第3条に事業区分を記載しております。1号から7号までの目的を持っておりますが、これは第4条に記載しておりますが、ふるさと寄附金を申し込まれた際に希望の充当項目を指定することができることから、その項目を条例にも記載をしたものでございます。

次に、第8条で処分の方法を記載しております。特定の事業区分に充当する場合にのみ取り崩すこととしております。

以上、議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定についての補足説明とさ

せていただきます。

続きまして、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、先ほど条例の第3号でも説明しました行政不服審査法の施行に伴いまして、関係します他の条例について一括改正するものでございます。

議案書をめくっていただきまして、中ほどに新旧対照表がございますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条関係では、京丹波町行政手続条例におきまして、文言の追加及び整備を行うものでございます。

次のページ、第2条関係でございますが、ここでは京丹波町情報公開条例におきまして、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の条文を加えております。これは、行政不服審査法の規定が適用されるものでございます。

また、11条関係におきましては、第1項で不服申し立てを審査請求に改めるものと、審査請求の対象について開示請求に係る作為を含むため、明示するものでございます。

また、第2項で弁明書を諮問時の添付書類として明確に位置づけを行うものでございます。

次のページに入りまして、第12条でございますが、不服申し立てを審査請求に名称のほうを改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、第3条関係でございます。ここでは、京丹波町個人情報保護条例におきまして、第2条と同様に、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、また、審査請求があった場合の手続、このほか文言の整理を行っております。

次のページに入らせていただきまして、第4条関係でございます。第4条関係におきましては、京丹波町証人等の実費弁償に関する条例におきまして、行政不服審査法に基づく参考人等に実費支給するための条文の追加を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、第5条関係でございます。第5条関係では、京丹波町手数料条例におきまして、行政不服審査法の規定による交付手数料及び交付手数料の減免規定の条文を追加するものでございます。

1枚めくっていただきまして、第6条関係でございます。第6条関係では、京丹波町消防団員等公務災害補償条例におきまして、異議申し立てを審査請求とする文言の整理を行っているものでございます。

なお、施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、道の駅「和」を利用する町民の買い物支援及び道の駅「和」一帯への観光客の交通を確保することを目的として改正するものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。議案の裏面、条例案をごらんください。

まず、第2表の表の規定でございますが、路線の新設に係るものでございます。和知駅と道の駅「和」を結ぶ「道の駅和線」を新設いたします。

運行ルートにつきましては、往路は和知駅から国道27号綾部方面へ走行し、トンネルをくぐり、大橋を渡って、道の駅「和」前の交差点から駐車場へ入ります。停留所は道路情報センター前に設置いたします。復路は、国道27号へ出まして、トンネルの手前から府道市島和知線へおり、和知小前を通過して和知駅に向かうことといたします。

バス車両につきましては、道の駅「和」の駐車場内を走行するため、14人乗りワゴン車を基本として運行いたします。

便数でございますが、和知駅発道の駅「和」行きが8時台、10時頃、12時頃、14時頃の4便を予定しております。逆に、道の駅「和」発和知駅行きが10時頃、12時頃、14時頃の3便を予定しております。そして、和知駅からの町営バス各方面や鉄道との連絡を考慮して調整をさせていただいております。

次に、別表第1と別表第2の規定でございますが、路線新設のほか、停留所の名称変更と停留所の廃止に係るものでございます。

まず、停留所の変更でございますが、才原線・大簾線の停留所、須川橋を須川橋（道の駅和）に変更いたします。この停留所は由良川対岸にありまして、徒歩で約250メートルと比較的近い距離にあります。そこで、この停留所名に道の駅「和」をつけ加えることで、道の駅「和」来場のための利用を促すものでございます。この停留所につきましては、和知駅方面、才原・大簾方面、それぞれ5便程度の利用が可能となります。

「道の駅和線」の新設にあわせまして、大簾線の山野草の森停留所を廃止することといたします。これにかわるものとして、新停留所「道の駅和」を道の駅のほか、カヌー場や山野草の森一帯の乗降拠点として位置づけるため整理するものでございます。

また、別表第2末尾に「道の駅和線」の和知駅・道の駅「和」間の料金表を追加いたします。

あと、附則でございますが、条例の施行日は平成28年5月2日月曜日といたします。それまでに道の駅「和」駐車場の管理者であります国土交通省への停留所標柱の占用許可申請手続、それから新設路線に係ります時刻表の全戸配布等による周知、その他諸準備を行うことといたしまして、この施行日とさせていただくものでございます。

なお、条例案の次に新旧対照表をつけておりますのと、最後には停留所の設置イメージを写真で載せておりますので、参考にさせていただければうれしく思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、議案第8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会につきましては、納税者から不服があるとして審査申し出を受けた、固定資産課税台帳に登録された価格に関して審査決定するために、地方税法に基づいて設けられた機関でございます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法が平成26年6月13日、また、行政不服審査法施行令並びに行政不服審査法の施行期日を定める政令が平成27年11月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されることが定められたことに伴いまして、同行政不服審査法の関係規定を準用しております固定資産評価審査委員会が行う固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出及びその決定の手続等について、同法並びに同施行令の改正に準じた内容によりまして、国から示された準則に基づきまして、規定の整備を行うものでございます。

また、行政不服審査法の改正におきまして、不服の申し立ての文言が審査請求に、あるいは審査の申出期間が60日から3カ月に変更されるとしておりますが、それらにつきましては、平成26年6月13日に交付されました行政不服審査法の施行に伴う環境法律の整備等に関する法律におきまして、地方税法の一部改正がなされているところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、新旧対照表1ページをごらんください。

第4条、審査申し出につきましては、審査申出書の記載事項等を定めております。同条第2項につきましては、審査申出書の記載事項につきまして、行政不服審査法第19条第2項の改正にあわせ、文言の追加と号ずれ等の整理を行い、第3項につきましては、行政不服審査法施行令第3条第1項の整備により、記載事項並びに適用法律条項等の整理を行い、第6項につきましても、同施行令第3条第2項の整備によりまして、同様に規定の追加を行うも



のであります。

次に、新旧対照表 2 ページをごらんください。

第 6 条、書面審理につきましては、行政不服審査法施行令第 6 条第 2 項の整備によりまして、第 2 項に同様の内容による規定を追加し、また、第 3 項につきましては、行政不服審査法第 29 条第 5 項の整備に基づきまして、項ずれ並びに規定の整理を行うものであります。

さらに、第 5 項につきましても、行政不服審査法第 30 条第 3 項の整備によりまして、同様に規定を追加するなど、弁明書並びに反論書の提出について所要の改正を行うものであります。

最後に、同じく新旧対照表 2 ページをごらんください。

第 11 条につきましても、行政不服審査法第 50 条第 1 項の改正に基づき、決定書作成に関する記載事項等について、同様に所要の改正を行うものであります。

なお、条例の施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第 9 号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることにより文言等の修正など、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案中ほどの新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきます。

新旧対照表の第 2 条第 3 項でございますが、ここでは、一部事務組合の定年退職者等の再任用の規定を新たに加えているものでございます。

次に、第 8 条の 2 では、見出しにおきまして深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定を別の条とするもの。それから、第 1 項及び第 2 項では、早出遅出勤務の要件を規則で定める変更を行うものであります。

1 枚めくっていただきまして、第 8 条の 3 でございます。

先ほどの第 8 条の 2 の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係ります規定がここに加わるものでございます。

次に、1 枚めくっていただきまして、第 11 条でございます。

第 11 条は、欠勤を休暇とする文言の修正を行うものでございます。

次に、第12条では、他の自治体等の職員が新たに本町の職員となった場合に、休暇の引き継ぎの規定を新たに加えるものでございます。

このほか、第15条及び第16条では、文言の修正を行うものでございます。

以上、議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴うものでございまして、平成27年10月1日からの被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、現行制度には規定のなかった年金たる補償と年金たる給付との併給調整の調整率を新たに規定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、まず、第1条関係で新たに加えるものとしましては、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金と、同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給の部分。それから、厚生年金保険法の規定によります障害厚生年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給。それから、国民年金法の規定によります障害基礎年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給でございます。これらの規定は、平成27年10月1日から適用となります。

次に、1枚めくっていただきまして、第2条関係でございます。

第2条関係では、労働者災害補償法によります労災年金と同一事由により、厚生年金保険法による年金給付が支給される場合の併給調整率が、平成28年4月1日に改正されることに伴い、地方公務員災害補償法施行令において一部改正が行われることから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給について、傷病補償年金に乗じる調整率を0.86から0.88に改正をするものでございます。

以上、議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正条例の制定であります、平成27年

8月の人事院勧告に準じまして、給料表及び勤勉手当の支給月数を改正するもの及び地域手当の支給に関し、新たに規定を設けるものでございます。

資料としまして、議案書のほかに1枚、給与勧告の骨子ということで、人事院勧告がなされました概要につきまして資料を準備しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

初めに、一昨年的人事院勧告では、給料表、通勤手当、勤勉手当の改正に加えまして、給料表や諸手当を含めた給与制度の総合的見直しを行うこととされたところでございます。

給与制度の総合見直しは、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直しや、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直しと、その他諸手当の見直しなどを総合的に行うものでございました。

本町におきましては、国において支給をされています地域手当などの諸手当が措置されていないことや、総合的見直しを実施した場合に、さらに国との格差が広がるということから、総合的見直しにつきましては、実施をしないことと昨年したところでございます。

しかしながら、平成27年の人事院勧告を受けまして、京都府におきましても総合的見直しが実施されることとなり、また、見送りを行っておりました府内市町におきましても実施されるということから、本町におきましても、総合的見直しを行うものでございます。

総合的見直しは、平成28年度から2年間かけて実施をし、平成30年4月に完成することとなります。

給与勧告の骨子では、民間給与との格差が0.36%ということで、これを引き上げるといふものでございますが、これは国において、既に昨年総合見直しの実施をしておりますので、一旦給与のほうは引き下げをされているところでございまして、その後、1年後の27年の勧告で民間給与との格差が生まれたということで、引き上げをされるものでございまして、本町にとりましては、ここは準じないということとなっております。

また、それ以外のボーナスの部分でありますとか、その部分に関しましては、人事院勧告の内容に基づきまして改正をする予定としております。

今回、給与条例を改正することによりまして、本町では、昨年の給与改定を行っていないということで、平均の給与月額が1.1%の引き下げというふうになってまいります。

ただ、目標年次の平成30年4月までの2年間につきましては、定期昇給を行っても、まだ現行の給料の額に改正後の額が到達しない場合、附則第4によりまして、現行の給与額を保障するものでございます。

今回の一部改正条例の施行によりまして、若い職員につきましては、給料月額が引き上げられることとなりますが、年齢の高い職員では減額となるところでございます。

このことから、目標年次までに国との賃金格差の是正をするため、定期昇給号給の調整など、今後検討を要するというふうに考えております。

これ以外の改正につきましては、議案書の中ほどにあります新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表の第1条関係でございます。

ここでは、京丹波町職員の給与に関する条例の第15条の7第2項第2号で、勤勉手当の改正を行うものでございます。現行では、6月と12月の支給割合はともに一般職で100分の75、管理職につきましては100分の95となっておりますが、これを12月において100分の85に、管理職につきましては100分の105に改めるものでございます。

また、適用は、平成27年4月1日に遡及をするものでございます。

また、平成28年4月1日からは、6月と12月の支給割合をともに一般職で100分の80、管理職につきましては100分の100に改める改正となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、第2条関係でございます。

第2条関係では、京丹波町職員の給与に関する条例に第9条の3としまして、新たに地域手当を新設するものでございます。

この地域手当は、当該地域におけます民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給割合を定めるものでございまして、地域としましては東京都の特別区としまして、支給割合は100分の20とするものでございます。

この地域手当の率等につきましては、国の基準に基づきまして、本町におきましても、地域を限定して支給をするというものでございます。

現在、東京都のほうには、本町から2名の職員が出向をしている状況でございます。

次に、最終ページの附則の第2におきまして、単身赴任手当改正の適用日を平成30年3月31日から平成28年3月31日に繰り上げを行っているものでございまして、これにつきましても、勧告に基づいた改正となっております。

なお、本町におきましては、単身赴任手当の該当者は現在のところございません。

このほか、文言の修正といたしまして、超勤という文言を時間外勤務に改めるものなどでございます。

以上、議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、1点目は、平成27年8月の人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

第1条関係で、期末手当の額で、12月に支給する率を現行の100分の157.5から100分の162.5に改めるものでございます。

なお、この規定は、平成27年4月1日から適用をするものでございます。

また、第2条関係で、同様に期末手当の額で6月に支給する率を現行の100分の147.5から100分の150に、12月に支給する率を現行の100分の162.5から100分の160に改めるものでございます。

なお、この2条関係の規定につきましては、平成28年4月1日から適用するものでございます。

あと1点は、平成28年4月から平成29年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の減額を引き続き行うものでございます。

条例の附則の第2条の3に掲げておりますように、給料及び期末手当の額から100分の10を減じた額とするものでございます。

なお、この減額措置につきましては、平成19年4月から実施をしているところでございます。

なお、この改正に伴います削減額につきましては、特別職総額で315万3,000円となるものでございます。

以上、議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年8月の人事院勧告によります一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

議案書の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

第1条関係で、期末手当の額で、12月に支給する率を現行の100分の157.5から100分の162.5に改めるものでございます。

なお、この規定は、平成27年4月1日から適用をするものでございます。

次のページの第2条関係でございますが、同様に期末手当の額で、6月で支給する率を現行の100分の147.5から100分の150に、また、12月に支給する率を現行の1

00分の162.5から100分の160に改めるものでございます。

なお、この規定につきましては、平成28年4月1日から適用とするものでございます。

以上、議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年4月から平成29年3月までの間、管理職手当の支給額の減額を引き続き行うものでございます。

附則により給料の月額に支給割合を乗じて算出した額の100分の10を減じた額とするものでございます。

この減額措置につきましては、特別職と同じく、平成19年4月から実施をしているものでございます。

なお、この改正によります削減額は総額で152万円となっております。

以上、議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第15号及び議案16号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例改正については、先の提案説明にもございましたとおり、平成26年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法により改正されました介護保険法の改正に伴い、現在、都道府県が指定及び指導監督を行っている事業の一部が、平成28年4月1日から市町村が指定する地域密着型サービスに移行することから、町が指定等を行う際の人員基準等を新たに定めるものでございます。

一つには、利用定員18人以下の小規模な通所介護、デイサービスに係る人員、設備、運営等に関する基準。

二つには、利用定員9名以下の療養通所介護として、その人員、設備、運営基準等について定めるものでございます。

市町村がその基準を条例で定める際、従うべき基準、参酌すべき基準等については、国の省令により示されているところでありますので、今回、条例で定める基準の内容等につきましては、厚生労働省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づくことといたしております。

あわせて、基準省令の改正に伴いまして、引用条文等の改正も行うことといたしております。

それでは、主なものにつきまして説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきましたところは、目次を整理いたしております。

次のページの4行目あたり、第3章の2、地域密着型通所介護といたしまして一つの章を設けることとし、定員18人以下の小規模な通所介護については、第60条の2から第60条の20まで、ほかの事業と同様に第1節に基本方針、第2節に人員に関する基準、第3節に設備に関する基準、第4節に運営に関する基準というふうに定めることといたしております。

3枚めくっていただいたところに、運営に関する基準の中で、第60条の17、地域との連携等を規定いたしております。運営推進会議の設置により透明性の確保に努めることといたしております。この規定は、そのほかのサービス事業においても準用されることになっております。

町内では、小規模なデイサービスとしては、4事業所が該当いたします。いずれも、現在、京都府の指定を受けておられるものが地域密着型のみなし指定となり、その指定を受けられた日から6年間は指定の有効期間となりますので、その後の更新時から町が指定することになります。

また、第5節といたしまして、地域密着型通所介護のうち、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、分けて定めることといたしております。

療養通所介護は、第1款、この節の趣旨及び基本方針、第60条の21に規定しておりますとおり、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察が必要な難病等を有する重度の要介護者やがん末期の方を対象として、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスで、利用者の社会的孤立感の解消、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることや、利用者の主治医、訪問看護事業者との密接な連携に努めることを基本方針としている事業でございます。

第5節におきまして、人員、設備、運営に関する基準及び準用する項目について、第60

条の38までを新たに設けて規定することとしております。

なお、このサービスを提供する事業所は、現在のところ京都府内にはないと聞いております。

定めております基準内容につきましては、厚生労働省令に示す基準省令に基づくものでありますが、サービスの提供記録等の保存期間については、省令では2年となっておりますが、給付費の過誤や返還請求等に対応できるよう、本町では5年とさせていただくこととしております。

この機会に、ほかの事業においても、これまで2年としておりました記録等の保存期間を5年に改正させていただくことといたしております。

また、基準省令の改正に伴いまして、認知症対応型通所介護に係る運用基準において、その事業者におおむね6カ月に1回の運営推進会議の開催が義務づけられることになりました。

今回、創設いたします地域密着型通所介護においても、地域との連携や運営の透明性確保の観点から、第60条の17、地域との連携等の規定により、利用者や利用者の家族、地域の住民の代表者、町の職員などで構成する協議会として運営会議を設置し、地域に開かれたよりよいサービスの提供を目指して活動の報告や要望、助言を聞くことになっております。

認知症対応型通所介護の運営基準では、準用の対象となる部分を整理するとともに、第81条の準用規定を改めることによりまして、認知症対応型通所介護においても運営推進会議の設置を定めるものであります。

また、その他の事業においても、関連する準用規定を改正を行いまして、運営推進会議の引用文を改めております。

最後に、附則といたしまして、改正条例の施行日を平成28年4月1日といたしております。

経過措置としましては、定員18人以下の小規模通所介護事業所が平成28年3月31日までに申し出を行った上で、サテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合には、平成30年3月31日までの間は、宿泊室の設置を猶予する旨の経過措置が設けられております。

また、附則の第3条につきましては、昨年、平成27年、条例第19号での一部改正の際に、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る経過措置の規定が盛り込んでいなかったことから、改めて一部改正条例の附則に規定し、公布の日から施行し、平成27年4月1日からの適用とするものでございます。

続きまして、議案第16号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設



備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、先ほどの議案第15号において、認知症対応型通所介護の事業者に義務づけられたおおむね6カ月に1回の運営推進会議の開催に関しまして、要支援の方が利用される介護予防認知症対応型通所介護においても、同様に運営推進会議の設置を明記するものであります。

今申しあげましたことは、主に第39条の改正の部分でございます。

1枚めくっていただきまして中ほどに、第39条の改正部分がございますけれども、この改正によりまして運営推進会議の設置を明記するものでございます。

実際は、認知症対応型通所介護事業所におきましては、要介護認定を受けられた方、要支援認定を受けられた方を同時に受け入れることになるとおられますので、運営推進会議としては、一つの会議として開催されるものと考えております。

また、そのほかの介護予防のサービスの事業、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護においても、同様に運営推進会議の設置が必要となっておりますが、準用する規定条項の改正を行いまして、それを明記するものでございます。

また、記録等の保存期間につきましては、先ほどの条例改正と同様、いずれの事業におきましても、これまでの2年を5年間に改めることといたしております。

議案第16号の附則といたしましては、この改正条例の施行日を平成28年4月1日とし、経過措置としまして、議案第15号と同様に、利用定員18人以下の小規模介護事業所、小規模通所介護事業所が平成28年3月31日までに申し出を行った上で、サテライト型の介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合には、平成30年3月31日までの間は、宿泊室の設置を猶予する旨の経過措置を設けるものでございます。

いずれの議案につきましても、新旧対照表を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単ですが、議案第15号、議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 議案第17号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本施設は、山村振興地域の経済産業の活性化と雇用の創出、産業の活性化を図るため、山

村振興等農林漁業特別対策事業により平成12年4月にオープンをし、運営を開始したところであります。

現在は、町が施設を管理しておりますが、試行的な取り組みとして条例に基づき、ボネ工房、惣菜加工でありますけれども、また、クーズ工房、肉加工、メルク工房、乳製品加工及び調理実習室を事業者に貸し出し、本来の目的である地域農業の産物等を使った加工品の開発や、地元雇用を確保しているところであります。

今回の条例改正の概要であります。京丹波町京都・丹波食彩の工場の設置及び管理に関する条例第6条、開館時間について、特例事項により町長が必要と認めるときに変更することができることと定めておりますが、第10条の使用料の別表では、使用時間の単位を1日及び半日の範囲を最大午前9時から午後4時までと定めており、第6条の運用の妨げになっておりますことから整合性を図るため、別表の使用料の規定について改正を行うものです。

それでは、改正内容を申し上げます。

3ページ目の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、使用料と単位の変更でございますが、右側の現行では、半日、1日単位とし、半日を4,860円、1日を8,100円と定めているものを、左側改正案では、弾力的な貸し出しを図るため1時間単位として、1時間当たり1,350円に改めるものでございます。

また、使用料を1時間単位とすることで、現行左側の京都・丹波食彩の工房使用料表の下記に記載しております半日及び1日使用の時間の範囲の規定を削除をするものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。午後は1時15分から。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第18号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの町長からの提案説明でありましたとおり、公営住宅桧山団地2戸のうち1戸につきまして用途廃止したため、所要の改正をお願いするものでございます。

公営住宅桧山団地につきましては、平成26年4月の退去後、老朽化による劣化が各所に見られるため、修繕により居住環境を整えていくことが困難なことから、新たな入居募集は行わず、政策空き家として管理をしてまいりましたが、昭和28年に建築された木造住宅で

あり、耐用年数を大幅に超過しており、今後の住宅としての利用が困難なことから用途廃止とし、条例の管理戸数から1戸を削除するものでございます。

なお、本住宅が瑞穂小学校の正門付近に位置することから、事故の要因とならないよう建物の除却についても実施しております。

それでは、議案書の新旧対照表をごらんください。

別表第3条関係、公営住宅の下から3段目、桧山団地につきまして下線で示しますとおり、旧の2戸を新の1戸に改正するものでございます。

なお、改正後の公営住宅の管理戸数につきましては96戸となります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正の内容でございますが、災害補償給付と公的年金給付の併給調整によるものでございまして、消防団員等公務災害補償制度による災害補償給付は、広い意味で社会保障給付の一環をなすものであり、当該給付の費用が公的に負担をされているということなどから、同一の事由について消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付と、他の法律による年金たる給付、いわゆる公的年金給付が併給される場合には、消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付に調整率を乗じた額を支給するとされているものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、第1条関係でございます。

ここにつきましては、新たに加えますものとしまして、厚生年金保険法の規定によります障害厚生年金及び国民年金法の規定によります障害基礎年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給と、それから、公務上の災害に係ります年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率が用いられるものでございます。

また、厚生年金保険法の規定によります障害厚生年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給も明記をされております。

さらに、国民年金法の規定によります障害基礎年金と同一事由により支給されます傷病補償年金または傷害補償年金との併給につきましても規定をされております。

これらの規定につきましては、平成27年10月1日からの適用となっております。

次に、3枚めくっていただきまして、第2条関係でございます。

こちらにつきましても、労働者災害補償法によります労災年金と同一事由により厚生年金保険法によります年金給付が支給される場合の、併給調整率が平成28年4月1日に改正をされることに伴いまして、本条例におきましても一部改正を行うものでございます。

ここで、改正につきましては、厚生年金保険法の規定によります障害厚生年金と同一事由により支給される傷病補償年金または障害補償年金との併給につきまして、傷病補償年金に乘じる調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。

以上、議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、議案第20号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回のこの規約改正につきましては、先ほど町長から申されたところでございますが、今回、国民健康保険南丹病院組合から居宅サービス事業を新たに規約に追加するために、地方自治法第286条第1項及び第290条に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を得るため、上程をさせていただくものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表でございますが、今回第3条でございます。

第3条は、同組合の施設の設置、管理及び運営に関する事務の共同処理をうたうもので、第3条に3号の居宅サービス事業所を新たに加えるものでございます。

地域包括医療ケアの推進に当たり、介護保険法で定める居宅サービス事業所の設置を行うもので、具体的には、居宅サービス事業の種類の中の訪問看護事業として、訪問看護ステーションを設置するものでございます。

訪問看護を必要とする利用者に対しまして、看護師が医師の指示により在宅での療養生活を支援し、医療処置に係る管理、援助を行い、心身の機能維持回復を目指すために設置していくものでございます。

なお、施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険南丹病院組合規約の一部を改正する規約につきまして、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散につきましては、本年の1月12日に開催をされました南丹・京丹波地区土地開発公社理事会におきまして、解散の同意が可決されたことを受け、京都府知事への解散認可申請を行うため、設立団体の解散議決を必要とするものでございます。

議案書を2枚めくっていただきまして、南丹・京丹波地区土地開発公社解散に向けた取り組みについてというところをごらんいただきたいと思っております。

南丹・京丹波地区土地開発公社は、昭和48年8月に旧8町の出資により、船井・北桑田地区土地開発公社として設立をされたものです。

本公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備促進及び計画的な開発を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的に今日まで運営されてきたところでございます。

近年、景気の低迷や各団体の財政事情等によりまして、本来の機能が果たされなくなったところであり、将来的な財政負担の軽減を図るために、各団体におきまして積極的に公社保有地の買い戻しを行ったところでございます。

この結果、平成27年11月に全ての債務が解消をされたことから、公社の解散に向けて調整が図られてきたところでございます。

1枚めくっていただきまして、今後のスケジュールがでございます。こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、1月に第3回の理事会が開催されまして、公社解散の同意を得たところでございます。

2月に南丹市・京丹波町の第1回定例会に、本公社の解散議案の提出をそれぞれ行う予定としております。

3月に入りまして理事会を開催をし、理事の任期が参っておりますので新たな理事の改選、それから、清算人及び代表清算人を決定をする必要がございます。

それを経まして、6月には京都府知事へ解散認可申請書の提出を行い、知事からの解散認可の後、解散登記、清算人就任登記、解散公告という流れとなりまして、8月から11月までの間に清算人会議、清算結了、清算登記、知事へ清算結了届出によりまして、全ての事務が完了をすることとなっております。

以上、議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散につきましての説明とさせて

いただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、補足説明を申し上げます。

過疎対策の特別措置を定めた法律は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には現行法の過疎地域自立促進特別措置法が、それぞれ10年の時限立法として制定、施行されてまいりました。

現行の過疎法につきましては、法改正によりまして、平成32年度まで延長されたほか、人口減少率など過疎対策地域の要件の追加ですとか、過疎対策事業債のソフト事業への拡充、起債対象施設の追加などの特別措置の拡充がされてまいりました。

本議案につきましては、先ほど町長の提案理由説明にもありましたように、本町が定めております現行の京丹波町過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画が平成27年度をもって終了することから、引き続き過疎対策事業債の発行などの特別措置を受けるため、平成28年度から平成32年度まで5カ年の計画を定めるものでございます。

計画案の構成を説明させていただきますと、まず3ページからは、基本的な事項として、京丹波町の概要、人口等の動向、町行財政の状況、自立促進方針などを記載しております。

その中で14ページの基本方針でございますが、京丹波町総合計画及び京丹波町創生戦略を基本といたしまして、京都府過疎地域自立促進方針に基づき、町の自立発展を目指し実施する過疎対策についてまとめております。

まちづくりの中心に人を位置づけ、交通、情報、健康・福祉、安心・安全など、生活基盤を整えることを前提に施策を展開することとしております。

次に、20ページ以降でございますが、個々にご説明申し上げたらよろしいんですが、時間の都合上、構成のみご説明をさせていただきます。

第2番目です。産業の振興から10番目のその他地域の自立促進に関し必要な事項までにつきましては、それぞれ現況と問題点、その対策、計画事業を整理いたしております。

なお、本計画策定後におきまして、追加変更する必要が生じたときは、軽微なものを除きまして、議会の議決を経て定めることとなります。

また、計画案の最後のほうですが、参考資料といたしまして、平成28年度から平成32年度までの5カ年の事業計画と平成28年度の概算事業計画を添付いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

特産館「和」は、農林産物の直売、食材利用など、この施設を拠点に和知地域の産業の活性化を図ることを目的として、平成10年4月に設置されたものであります。

施設の管理につきましては、開設当時から現在まで一般財団法人和知ふるさと振興センターに委託をしており、そのうち平成19年4月からは指定管理者として管理を委託し、現在3期9年目という状況でございます。

このような中で3期目の指定管理が平成28年3月31日をもって終了することから、今回、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条第1項第3号の規定、施設の目的・規模・機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるときという特例規定を適用いたしまして、平成28年4月から平成33年3月31日までの5年間、引き続き一般財団法人 和知ふるさと振興センターを指定管理者に指定することについて議決をお願いするものであります。

和知ふるさと振興センターは、都市住民の交流、特産品の開発・販売、観光の推進と農林水産業等地場産業の振興など幅広い活動を行い、豊かで活力ある農村社会の創造と住民福祉の向上を図ることを目的に、町をはじめ農協・森林組合が出資をし、昭和63年6月に公益法人として設立され、現在は一般財団法人となっているものでございます。

現在のふるさと振興センターの主な業務・事業といたしましては、特産館「和」の管理運営のほか、農業の担い手として作業受託事業、道路情報センター等国土交通省道の駅施設の管理、わち山野草の森の管理などがございます。

今回の指定に当たり、公募を行わず特例を適用する理由といたしまして、和知ふるさと振興センターの管理運営により、特産館「和」は和知地域の特産物の販売や野菜市など、地元住民をはじめ都市住民との交流の拠点として、町内外から多数の方々に来店いただきにぎわっているところでございます。

そうしたことから、地元住民の収入の増、生きがづくり、農林水産業を中心とした地域の振興・発展、さらには雇用の確保に貢献していただいております、引き続き管理をお世話になることが最適であると判断させていただいたところであります。

また、指定管理の期間でございますが、京都縦貫自動車 丹波綾部道路の開通により、交通量の変化や社会情勢等の影響などを勘案し、中期的な取り組みが今後必要であるとの判断から、これまでの3年から5年が適当であると判断をさせていただいたところであります。

なお、施設の概要等につきましては、添付しております道の駅「和」の施設概要等を後ほどお目通しいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 議案第24号 町道の路線認定につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由としましては、鎌谷下地内で進められました一般府道遠方瑞穂線の道路改良事業に伴う一部バイパス整備区間において、現道部分の町への管理移管を必要とするため、鎌谷下道ノ下12番3を起点とし、鎌谷下道ノ下30番4を終点とする、延長193メートル、最小幅員4.8メートル、最大幅員8.8メートルの道路を町道道ノ下線として新規に路線認定をお願いするものでございます。

本路線の位置関係につきましては、議案書2枚目の位置図に示しますように、国道9号水原交差点南側の府道遠方瑞穂線を鎌谷奥方面へ約600メートルのところであり、議案書3枚目には、町道として管理を行っていく部分を赤色で着色した路線認定箇所図を添付しております。起終点ともに府道と接続する路線となります。

なお、移管を受けます道路につきましては、地元区及び京都府とともに現地で確認を行い、舗装工事や排水対策工事を京都府において実施していただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それでは、議案第25号 町営土地改良事業の施行につきまして、補足説明をさせていただきます。

築130年を経過する老朽ため池の防災・減災事業を施行させていただくことについて、土地改良法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書に位置図、事業計画概要書、図面の資料を添付させていただいております。

本ため池は、京丹波町坂原地内に位置し、わち山野草の森に隣接する農業用ため池稻荷池でございます。

このため池は、明治時代の築造であり、堤体法尻からの漏水が著しく、危険な状態にあります。調査の結果、漏水量は毎分104.3リットルであり、100メートル換算にしますと毎分290リットル漏水しております。国の整備指針では、100メートル当たり毎分6



0リットルの漏水があれば改修の必要性があるとされております。また、余水を放流する洪水吐についても、能力が不足している状況にあります。

そうしたことから、ため池管理上漏水対策、洪水吐の通水能力の確保は重要であり、万が一決壊した場合、下流流域の10.4ヘクタールの農地・建物に甚大な被害を与え得るおそれがあるため、改修を進めてまいりたいと計画をしております。

議会の承認をいただければ、来年度早々公告を行い、その後、国・京都府に対し所要の事務手続を進め、平成28年度に詳細設計を行い、29年度・30年度の2カ年で工事を実施したく計画をしております。

計画の概要につきましては、資料の2ページから概要書のほうをつけさせていただいております。

3ページのほうにありますように、工事の概要につきましては、取水施設、洪水吐、堤体の改修を行うものであります。

現時点での概算事業費につきましては、8,920万円を見込んでおるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、平成28年度一般会計の予算総額につきましては、115億2,070万円と定めさせていただくものでございまして、前年度比8,330万円、0.7%の減額としておりますが、合併以降で申しますと、4番目に高い予算規模となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

10ページでございますが、第2表の債務負担行為でございます。事項としましては、第3期障害者基本計画及び第5期障害福祉計画策定支援業務でございます。

平成28年度の事業費といたしましては、206万3,000円を予算計上させていただいております。

まず、障害者基本計画につきましては、現在、第2期京丹波町障害者基本計画に基づき事業が推進をされております。この計画では、保健・医療の充実、福祉のまちづくり、福祉サービスの充実、教育・育成支援の充実、就労・生きがいの推進、障害に対する理解と

活動の促進を柱として、さまざまな事業に取り組んでいます。

現在の計画期間は6年間で、平成29年度までとなっております。また、障害福祉計画につきましては、障害者基本計画を上位計画として、その基本理念を実現するための具体的な実施計画として位置づけられております。

現在、第4期京丹波町障害福祉計画に基づき事業が推進をされております。この障害福祉計画の期間は3年間で、平成29年度までとなっているところでございます。

このことから、次期計画の策定に当たり、計画全般にわたる企画提案、計画素案、情報提供、アドバイス等の総合支援の実施により、効果的で効率的に計画策定事務が進められるよう、専門的な知識・技術・経験等を有した業者に事業委託をするものでございます。

業務は、2カ年にわたり策定に向けた調整を行うこととしておりますので、次年度委託予定の事業費を計上しております。

なお、全体の委託業務に係ります予定事業費は、666万2,000円となっております。以上が、債務負担行為でございます。

次に、11ページからの第3表の地方債でございます。それぞれの歳出事業の財源としまして発行をさせていただくものと臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。

総額につきましては、12ページでございますが、15億2,910万円でございます。前年度比では4,790万円の減となっております。

戻っていただきまして、まず、合併特例債につきましては2億7,850万円を計上しております。前年度比3億5,750万円の減となっております。これは27年度事業であったデジタル防災行政無線整備事業や須知幼稚園遊戯棟、小中学校の体育館等非構造部材耐震改修工事に係る事業費の減が主なもので、新たなものとしましては、和知地区の旧第2小学校跡地に建設をされます屋根付の多目的交流施設整備事業、あるいは白土跨道橋改良事業等を予定をいたしております。

次に、過疎対策事業債でございますが、9億2,860万円を計上しておりまして、前年度比3億2,650万円の増額としております。

増額要因では、幼稚園・中学校の空調機器整備事業が減少したことや、新規事業としましては、地域資源活用推進事業として木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システム整備工事や小学校の空調機器整備等を予定しておりまして、これらを差し引き大幅な増額となったものでございます。

次の、公有林整備事業債につきましては、町行造林事業・町有林事業におきまして、間伐、枝打ち作業を実施し、適正な材の管理を行うもので、これに充当をするものでございます。

なお、12ページの臨時財政対策債につきましては、交付税の振替措置分でありまして、3億1,310万円を予定をしております。全ての発行額のうち交付税算入額につきましては、11億5,800万円を推計をしております。算入率で言いますと、約75.7%となるところでございます。

なお、目的別の起債の内訳につきましては、事項別明細書の40ページから42ページの町債でご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ページをめくっていただきまして、4ページ目の歳入のところからご説明をさせていただきます。

まず、町民税の均等割でございますが、税率につきましては、復興特別税の500円を加算をした3,500円で、納税義務者を6,680人、徴収率を97%と見込みまして、2,267万8,000円を計上をいたしております。

個人の所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります総所得につきましてこれまでの経過や経済情勢等勘案をいたしまして、平成27年度所得のマイナス2%といたしまして、課税標準額を推計し、個人町民税の現年度分につきましては、647万円余りの減となる、4億2,348万6,000円の計上をいたしております。

また、法人住民税であります。均等割につきましては374法人を見込んでの計上でございます。

法人税割につきましては、27年度の決算見込み額を基礎数値とし、平成28年税制改正による減額、また今後の縦貫自動車道関係の法人の減少等を見込みまして、9万円余りの増額の8,060万円の計上をいたしております。

次に固定資産税であります。土地と家屋につきましては、27年度中の異動等を反映したものであります。家屋につきましては、平成27年度中に評価を行う新增築並びに評価漏れ家屋の推計評点数をもとに算定し、533万円余りの増額の3億6,319万4,000円としております。

また、償却資産につきましては、27年度の決算見込みから過去5カ年の平均伸び率等を考慮して算定をしております。

次に、5ページの軽自動車税でございます。課税台数を1万799台として推計したものでございます。平成28年度の課税台数見込みをもとに過大とならないように算定をいたしております。

その次の、町たばこ税でございます。27年度の決算見込みをもとに算定しております。本数につきましては、相対的に売上本数が減少傾向にあり、1,161万円余りの減とした

ところでございます。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続きますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき計上をしたものでございます。

なお、6ページの6款の地方消費税交付金でございますが、二段書きにしております、地方消費税交付金社会保障財源化分として1億1,670万円としております。これにつきましては、消費税引き上げ分が社会保障の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は全て社会保障施策に要する経費に充当することとされておまして、それを予算書等で明示するように通知されているところであり、その額は17分の7に相当する額とされたことから、2億8,350万円の17分の7を明示したものでございます。

なお、議案書と一緒に一枚もので地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費の資料におきまして、事業充当と充当額を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に7ページ、10款の地方交付税でございますが、算定の基礎数値となります基準財政需要額を国の地方財政の見通しにより示されました、それぞれの算定費目の伸び率等に基づいて算定いたしましたところ、普通交付税は27年度実績、約47億2,631万円から8,863万円の減となる46億3,000万円程度となるのではないかという、現時点で見通しとしております。

この中には、普通交付税の算定におきます合併特例措置の縮減が28年度から始まることによります減少分も含んでおまして、試算では合併算定替と一本算定の差額が約7億8,000万円となりまして、28年度はその額の10%減となることから、約8,000万円の縮減を見込んでいるものでございます。

そうした推計をもとに一般財源不足額や一定の財源留保も検討する中、当初予算には前年度から9,000万円減の45億6,000万円を計上させていただいたところであります。

また、特別交付税につきましては、前年度と同額の4億5,000万円を計上したところでございます。

次に、下段の分担金及び負担金からの特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等十分ではございませんが、説明欄に記載をしておりますので、恐縮でございますが省略をさせていただきます。

次に、10ページに入りますが、民生の使用料で、子育て支援センター使用料、また11ページには保育所使用料、12ページには教育使用料で幼稚園の使用料につきまして、平成27年度から実施をしております第3子無償化に伴います減額分がございましたので、対前年

度で減額の措置をさせていただいております。

12ページでございます。商工使用料、京丹波 味夢の里施設使用料では、施設維持管理運営委託契約に基づきまして、定額の2,000万円に変動分としまして売り上げの1%と自主事業の売り上げの1%を納付金として、合計で2,539万1,000円を計上をいたしているところでございます。

次に17ページの中段でございます。総務費国庫補助金、地方創生の深化のための新型交付金でございますが、町創生戦略に基づきます事業で、地方における力強い経済・産業の実現のため、地方経済を支えるサービス産業の生産性向上や観光分野の振興、地域資源を生かした6次産業化などに取り組む事業へ交付される交付金でありまして、充当します主な事業としましては、総務費の諸費に計上しております、駅を守る会事業のJR和知駅駅舎の改修、あるいは企画費の森の京都推進事業、交通対策費では地域公共交通基礎調査経費、また、商工費の観光費では、京丹波まるごと交流型観光推進事業のインバウンド推進や戦略的な観光推進経費などとなっております。

同じく17ページの社会福祉費補助金では、本年2月の第1回臨時会におきまして補正予算措置を行いました年金生活者等支援臨時給付金のうち、低所得の障害遺族基礎年金受給者向けの給付金給付が行われることから、必要額を見込み計上いたしましたものでございます。

次に18ページでございます。住宅費補助金でございますが、空き家実態把握事業国庫補助金におきましては、空き家対策の推進による特別措置法に基づきまして、市町村において空き家等の調査や所有者等による空き家等の適切な管理促進など、空き家対策を円滑に推進するために空き家等対策計画を作成することができることとなっております。そのため、この必要な調査に対します補助金を計上しているものでございます。

次に、少し飛ばしていただきまして29ページ、府補助金でございます。その中で林業費補助金の下段の豊かな森を育てる府民税・市町村交付金につきましては、平成28年度から新たに交付されるものでございます。この原資となりますのは、府において新たな税制度として創設をされるもので、その目的は府民の暮らしの安心安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の多面的機能の果たしている役割が重要であり、その恩恵を広く府民全体が享受していることに鑑み、森林資源の環境利用を進めるとともに、森林の整備及び保全を進めることにより、これら森林の多面的機能を保持し、増進するための施策に要する経費の財源として活用をするということとされております。

課税方式等でございますが、個人の府民税、現行1,500円に600円を上乗せする町課税方式となります。

町への交付につきましては、税収の2分の1で、均等割100万円、残額の2分の1を納税者割で、さらに客観的指標分として、残額の4分の1を森林面積割、また、同じく4分の1を人口割で交付をされるものでございます。

この交付金の事業への充当につきましては、林道維持管理事業と木のぬくもり活用推進事業に充当をしているところでございます。

次に、33ページの16款、財産収入でございますが、土地売却収入として1,410万円のうち1,335万円を、和知地区の本庄地内にあります分譲住宅地の売却収入として見込んでいるものでございます。

次に、34ページ、寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金としまして3,000万円を計上をいたしております。27年度から寄附へのお礼としてふるさと産品をお送りしており、28年度におきましても、内容を充実し寄附を募るものでございます。

また、本議会に、ふるさと応援寄附金の基金の設置につきましても条例の制定をお願いしているところでもございます。

次に、35ページの繰入金のうち財政調整基金につきましては、今年度は前年度に比べまして7,716万6,000円増となる5億4,326万円を計上させていただいております。これは一般財源の不足額を基金から繰り入れるものでございまして、28年度におきましても全般的なまちづくり経費の伸びに伴います一般財源の不足部分に充てるものでございます。

次の地域自立促進特別基金繰入金7,000万円でございますが、これは鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用事業の鶏舎解体等の財源として繰り入れるものでございます。

また、次のふるさと応援寄附金基金繰入金につきましては、27年度で収入をしました寄附金を、寄附目的により取り崩し、事業に充当をしようとするものでございます。

次に、39ページ、諸収入の雑入でございますが、下から五つ目の地域スポーツ施設整備助成金としまして、スポーツ振興くじ助成金t o t oの交付を見込んでおりまして、地域交流拠点整備事業における財源とするものでございます。

また、次の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金としまして、財団法人日本環境協会から交付をされるものでございまして、地域資源活用推進事業における地域熱供給施設新築工事に9,600万円、また、環境保全対策事業の地球温暖化対策実行計画策定経費に400万円を充当し、合計で1億円を見込んでいるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

次に歳出予算であります。43ページからとなっておりますが、ページをめくっていた

だきまして45ページをお願いをいたします。

総務費の一般管理費でございますけれども、事業の中で下から4番目の職員健康管理事業でございます。ここでは、職員の健康の保持・増進と快適な職場環境の形成を図るために必要な安全衛生管理の構築を図るものでございまして、1節の報酬の医師報酬に100万円を計上し、健康管理費として職員の健康管理の指導等を行っていただくものとしております。このほか、47ページ、13節の委託料におきましては、職員健診等の委託料、あるいはストレスチェック分析委託などを行うものでございます。

次に、49ページの積立金でございます。ここでは、ふるさと寄附金として見込みます収入額を基金に積み立て、次年度以降の事業財源とするものでございます。

次に、56ページの諸費、駅を守る会事業におきましては、JR和知駅を地域の振興拠点として生かしていくための駅前活性化プロジェクトとして、駅舎の改築費用800万円などを含む振興事業に1,226万6,000円を計上したものでございます。

次に、58ページに入らせていただきまして、地域おこし協力隊設置事業でございます。ここでは、新たに協力隊員を募集し、まちづくりの支援をいただくこととしておりまして、協力隊6名の活動経費として653万3,000円を計上いたしているところでございます。

また、地域交流等拠点整備事業であります。町長の施政方針にもありましたように、和知地区の旧和知第2小学校跡地を利用した、屋根付の多目的交流施設の整備や周辺整備としまして2億443万9,000円、また、平成27年度に整備を行いました和知地区の馬森、花ノ木団地の9区画のうちの未売却である5区画の分譲に際しまして、若い世帯の定住を促進するために、若者定住促進宅地購入補助金として500万円を計上をしております。

次に、62ページの地域資源活用推進事業であります。平成25年4月に策定をいたしました、京丹波町森づくり計画におきまして位置づけをしております循環型経済社会の構築を目的とした事業でありまして、平成26年度からは、友好町として交流をしております北海道下川町の循環型森林経営を参考に、本町におきましても木質バイオマス産業の育成も視野に入れ、新たな資源循環の仕組みづくりに取り組んでいるところでありまして、木質バイオマスエネルギー活用推進委員会を設置し、検討をいただいたところでございます。

28年度は地域熱供給システムの整備工事に着手するもので、測量設計監理業務等委託料に1,080万円、63ページの工事請負費では、地域熱供給システムの整備工事として2億8,460万円を計上をいたしております。

また、京丹波町産木材の利用促進を図るために、京丹波町産材を使用して地域住民組織が設置する施設等に要する経費に補助金を交付することとし、70万円を計上をしております。

また、森林（もり）の文化創造事業では、木のぬくもりのある暮らしの実現を推進するための施策として、町内で誕生する赤ちゃんにぬく森のイスをプレゼントする経費や下川町との交流事業経費などで246万2,000円を計上しております。

なお、平成28年度におきましても、北海道下川町との人事交流を行うこととしておりまして、それぞれ1名の職員を派遣することとしております。

次に65ページをお願いいたします。徴税費の13節、委託料で、賦課業務委託としまして、確定申告時の税理士委託費用として194万8,000円を計上をいたしております。

次に66ページ、19節の負担金補助及び交付金で、説明欄の下から二つ目ではありますが、京都地方税機構負担金としまして、職員人件費やシステム経費負担分等を1,406万7,000円計上をいたしているところでございます。現在も本町から3名の職員を派遣をしているところでございます。

次に71ページ、民生費でございます。社会福祉総務費の事業項目の下から六つ目ではありますが、災害時等要援護者支援事業におきましては、災害時の要援護者台帳の更新に合わせましてシステム化を図り、緊急時の作業効率等を高めることを目的に新たにシステムの導入を図るものでございます。その経費としまして634万9,000円を計上いたしております。

そこから二つ下の見守りネットワーク事業では、高齢者や障害者、児童など見守りを必要とする方々を地域全体で見守れるきずなネットを構築し、誰もが住みなれた地域でその人らしく安心して暮らしていける地域づくりを目指すものでありまして、コーディネーターの設置など支援のための事業委託費を計上するものでございます。委託先につきましては社会福祉協議会としております。

次の年金生活者等支援臨時給付金給付事業は、低所得の障害遺族基礎年金受給者向けの給付金給付事業としまして1,179万円、対象者を393人と見込んでおりまして予算計上をしたところでございます。

また、27年度までの臨時福祉給付金給付事業で、消費税の引き上げによる低所得世帯への影響緩和措置として給付されておりますが、平成28年度におきましても交付の額を1人3,000円とし、簡素な給付措置給付金として引き続き実施されるものでございます。本町では、対象者を5,757人と見込みまして予算計上をしたところでございます。

次に、飛ばしていただきまして82ページでございます。下段から保育所費が掲載をされております。保育所費は総額で3億3,588万3,000円を計上しております。28年度の入所児童は、上豊田保育所で114人、みずほ保育所で93人、わちエンジェルで54



人の計261人と広域委託5人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

次に85ページの中ほどの工事請負費でございますが、保育所施設整備工事としまして上豊田保育所の門扉等設置工事を、また、保育施設改修工事としましてみずほ保育所のテラス・床の塗装及び通路・屋根設置工事、それからわちエンジェルのホール等のクロス張替工事を予定をしているものでございます。

次に88ページの保健事業費でございますが、総額で9,695万6,000円を計上しております。本年度におきましても各種の健診事業等を実施してまいります。27年度から実施をしていますピロリ菌の検査につきましても、対象年齢を19歳から引き下げて実施することとしております。今後とも、そのほかの健診事業も含めまして、受診率の向上に向けて受診しやすい体制づくりや啓発に努めていくこととしております。

次に、少し飛びまして98ページをごらんいただきたいと思っております。農林水産業費、農業費の農業振興費でございます。ここには多くの事業項目が掲載をされておりまして、個々に増減もありますし、事業名が変更になったものもありますが、その中で重立ったものをご報告をさせていただきます。

まず、99ページでございます。事業項目の上から三つ目の有害鳥獣対策事業であります。7,405万円を計上しております。前年度に比べまして407万8,000円の増となっております。有害鳥獣対策事業につきましては、施政方針にもございますように、農業振興施策におけます最重要課題として位置づけておりまして、28年度におきましても、26団体において金網フェンスや電気柵等の設置に取り組むをいただくこととしております。

また、サル対策としましては、地域おこし協力隊によるニホンザルの個体数調査を実施し、その実態把握により防護対策等に生かしていくこととしております。

また、従来からの実証実験等につきましても取り組むことといたしております。これに加えまして、わな免許の新規取得や銃器免許の新規取得等に対する助成金制度によりまして、新規の捕獲従事者を育成していくものでございます。

次に、三つ下の命の里事業におきましては、里の人づくり事業に地域振興会等の4団体におきまして、里力再生計画づくりや地域課題の解決に向けた適地適作事業等に取り組む事業費補助金としまして630万円を計上しているところでございます。

それから、下から三つ目の中山間地域特産物生産応援事業におきましては、需要者の需要に応じた特産物づくりを集落ぐるみで行うことに対しての資材費や農業機械、販売促進活動等を支援をするもので、28年度では4団体が行う事業に補助金を交付することとしまして、

428万6,000円を計上しているところでございます。

次に102ページ、下段の畜産業費でございますが、103ページのほうに入りまして、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきましては、映画のロケ地としての活用など新たな活用方法も具体化をすることで、早期の整備が必要であることから、鶏舎棟の解体・撤去を行うものでございまして、本事業の実施によりまして全て撤去をされることとなります。

次の畜産競争力強化整備事業につきましては、京丹波町の畜産の収益性の向上に向けた計画や目標の達成のための取り組みを推進するために、畜産農家代表、耕種農家代表、JA農業公社、府・町の構成員により設置をされました京丹波町畜産クラスター協議会において定められた計画を実施をする場合に、町がその補助金事務を行うとともに、団体に対して事業者に対して上乗せ補助を行うというものでございまして、28年度に二つの事業者が実施をします鶏舎の整備及び堆肥舎の整備に対する補助金等で3,815万3,000円を計上したところでございます。

次に104ページの農地費でございますが、事業項目の一番下の土地改良施設維持管理事業3,000万円につきましては、坂原地区の稲荷池改修に係ります設計業務委託料及び中山池・八谷池に係りますハザードマップの作製委託料で1,700万円、工事請負費では鎌谷下の農道舗装及び長瀬の水路整備工事費として1,300万円の合計3,000万円を計上いたしております。

次に、106ページをごらんいただきたいと思っております。農村情報施設管理費では、ケーブルテレビ施設の管理経費としまして前年度比300万4,000円増の2億6,369万7,000円を計上しております。施設の適正な維持管理に努めてまいるところでございまして。

次に、110ページの林業費の林業振興費であります。111ページ中ほどの森林管理道開設事業につきましては、平成24年度から継続して事業を行っております和知地区の坂原地区と西河内地区を結ぶ塩谷長谷線の開設事業に8,712万9,000円を計上をしております。28年度も計画延長4,700メートルのうちの1,000メートルを計画しているところであります。

また、事業項目の下から二つ目の木のぬくもり活用推進事業には563万2,000円を計上いたしております。公共施設の2カ所への薪ストーブ設置工事に299万2,000円、薪ストーブの導入補助金として20台分の200万円などを計上したところでございます。

次に115ページでございます。商工費、商工振興費の事業項目の上から二つ目の企業誘致対策事業には684万1,000円を計上しております。主なものは116ページの負担

金補助及び交付金の四つ目にありますが、企業立地奨励金としまして、町企業誘致促進条例に基づきまして、町内企業が施設の新設あるいは増設を行い、町内に住所を有する新規雇用者を一定数以上雇用した場合に本奨励金を交付する制度でございまして、瑞穂農林株式会社が第1号企業として企業になっておりまして、奨励金につきましては476万8,000円を計上するものでございます。

115ページに戻っていただきまして、最下段の買い物弱者対策事業におきましては、交通弱者・買い物弱者への交通手段の確保等から、道の駅を拠点とした買い物バスの運行事業をモデル的に実施するもので、道の駅「丹波マーケス」を拠点に、買い物支援バス運行に係る経費として515万円を計上をしております。

次に116ページ、事業項目最下段の京丹波まると交流型観光推進事業では、戦略的な観光施策を推進するための経費として、インバウンド推進として旅行会社への訪問や主要都市における物産展等の開催、食の推進や広報発信事業などの委託、また、ラッピングバスの委託経費、撮影所誘致仕組み構築コンサルティング業務委託など1,869万4,000円を計上しております。

次に122ページをお願いいたします。土木費の道路新設改良事業でございまして、総額で7億4,083万8,000円を計上しております。対前年比1億2,968万円の増となっております。

事業内容でございまして、事業箇所は20カ所で、継続事業が14カ所、新規事業が6カ所となっております。また、このほか4カ所の治水対策を行うこととなっております。

次に、124ページの中ほどの水資源開発対策費のダム関連対策事業におきましては、畑川ダム対策協議会運営補助及びダム公園の整備に係る測量設計業務委託として655万9,000円を計上しております。

次に、127ページからの消防費でございまして、まず常備消防費につきましては、広域消防組合負担金としまして、27年度の実績によりまして計上をしております。また、次の非常備消防費には9,595万7,000円を計上しております。

次に、129ページの消防施設費では、防火水槽設置事業としまして、防火水槽2基の設置に係る工事経費を計上しております。

次の130ページ、防災費の18節、備品購入費の防災備蓄備品では、乾パンや水等の更新が必要な物資のほか簡易テント・簡易トイレなどを、また原子力防災対策として避難所用の間仕切りパーティション、防護服を計画的に購入していくこととしてございまして、防護服は40着、それから個人線量計は10個、パーティションは15区画分を予定をしております。

す。

次に、131ページからの教育費でございます。はじめに132ページの事務局費の事業項目の中ほどのいじめ防止対策事業であります。26年度からいじめ防止対策推進法の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等のため、その対策を実効的に行うための委員会を設置し、取り組みを行っているものでございまして、その運営費等を計上をしているものでございます。

次の京都府トレセン等を活用した体力・競技力向上事業におきましては、町内の小中学校や園が京都トレーニングセンターの支援協力を得て、体力・競技力向上のモデル事業に取り組むものでございます。

次に、136ページをごらんください。小学校費の学校管理費の工事請負費であります。小学校設備改修工事としまして2億5,058万9,000円を計上しておりますが、これは各小学校の教室の空調設備整備工事として2億4,783万9,000円、そのほか各小学校の施設改修工事に275万円を計上をしているものでございます。

次に147ページまで飛ばしていただきまして、社会教育総務費の最下段の京丹波「森の学び」推進事業におきましては、町内の小中学校や園が林業大学校などの支援を得て、森に関する木育教育のモデル事業に取り組むこととあわせて、友好町であります北海道の下川町との交流を推進をするものでございます。

最後に156ページ、公債費でございます。

元金償還分12億881万4,000円、利子分としまして1億5,486万5,000円を計上しております。

なお、予算書の最終ページを見ていただきますと、地方債残高の見込みに関する調書がございます。この調書は許可ベースの額での表でございまして、実際の借り入れとは若干ずれる場合がございますが、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成28年度中の借り入れが15億2,910万円、元金の償還が先ほど申し上げました12億881万4,000円でございます。差し引き3億2,028万6,000円が増加をすることになっております。

以上、飛ばし飛ばしの説明で恐縮ではございますが、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料としまして、事業ごとにまとめました資料も別途配付させていただいておりますので、参考としてごらんいただけたらと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。2時45分まで。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第27号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成28年度の国保事業特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ23億2,060万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして6,160万円、率にして2.7%の増とさせていただいております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般、退職合わせまして4,234人、世帯数を2,492世帯とし、各被保険者の所得及び固定資産税を基礎として算定いたしております。

また、平成28年度の国保税率につきましては、先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

平成28年度税制改正大綱により、予定されております制度改正といたしましては、賦課限度額の引き上げと軽減対象世帯を判定する際の所得要件等の拡大が予定されているところでございます。

賦課限度額については、医療給付費分52万円が54万円に、後期高齢者支援金分17万円が19万円にそれぞれ2万円引き上げられ、合計で85万円が89万円となるものでございます。

なお、介護納付金分は変更はございません。

また、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減で判定する際の所得が拡大され、基礎控除額33万円に加える額26万円が5,000円引き上げられ26万5,000円に、また2割軽減で判定する際の所得も拡大され、基礎控除額33万円に加える額47万円が1万円引き上げられ48万円となるものでございます。

今、申し上げました改正につきましては、法律の改正がまだでございますので、法律成立後、条例の改正をさせていただきたいと存じます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

事項別明細書4ページをお願いいたします。

最初に、歳入では1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしま

しては、前年度比1,364万円減の3億1,379万2,000円、退職被保険者分といたしましては、前年度比722万4,000円の減で1,728万1,000円といたしております。予定収納率は昨年と同様の一般被保険者93.5%、退職被保険者98%で算定しております。

次に、5ページ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち1目、療養給付費等負担金については、歳出に計上した療養給付費等をもとに対象額を算出し、負担割合32%を乗じて現年度分といたしまして2億6,459万3,000円を計上いたしております。

6ページ、2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出に計上した拠出金をもとに算定いたしております。

3目、特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の見込み者数を乗じて計上いたしております。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では、市町村の財政の不均衡の是正措置として交付されるもので、医療給付費等の必要額である調整対象需要額から標準的な保険税額の調整対象収入額を控除して算出し、全体で8,596万4,000円を見込んでおります。

2節、特別調整交付金については、特別の財政事情に係る交付金ということで、説明欄に上げております経費分を見込んでおります。

主なものといたしましては、健康管理センターでの保健事業やへき地診療施設運営費に係るものなど、合わせて2,250万5,000円を見込んでおります。

次に、7ページ中段の4款、療養給付費交付金については、退職者医療分について、被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるもので、退職者医療の対象費用額から保険税相当額と算定される額を差し引いて、対前年度945万1,000円減の6,107万4,000円を計上いたしております。

同ページ下段の5款、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る医療保険者間の財政調整として、被用者保険から拠出金を受け入れるもので、各医療保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けるものでございます。平成28年度分の概算分と平成26年度の精算分として追加交付となりました額5,600万円余りを加えて、7億3,083万9,000円の交付を受ける見込みとなりました。概算分は、本町国保の前期高齢者加入見込み率の伸び、1人当たり医療費の伸びが主な増加要因となっており、全体で7,760万円余りの増加となっております。

次に、8ページ、6款、府支出金、府負担金の高額医療費共同事業負担金と特定健康診査

等負担金については、国庫支出金と同じ算定方法により同額を計上いたしております。

下段の府支出金、2項、府補助金の財政調整交付金につきましては、対象となる保険給付費等に交付率を乗じて算出しております。さらに、特別調整交付金分として、国保被保険者のがん検診実施に係る保健事業分などを合わせまして、7,959万9,000円としております。

9ページ、7款、共同事業交付金においては、どちらも国保連合会から交付されるもので、各市町村からの拠出金の中から毎月支払う高額療養費の額をもとに算出され、前年度の交付見込み額をベースに、事業主体である国保連合会から示された見込み額を計上しております。

1目、高額共同事業交付金は、全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分を対象とし、伸び率を前年度の8%と見込み、また2目の保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県単位の共同事業で、対象が全ての医療費が対象であり、前年度当初に比べ134万円余りの増で、平成27年度交付見込み額より伸び率7%として計上しております。全体で対前年2,056万7,000円の増、4億7,543万9,000円を見込んでおります。

9ページから10ページにかけましての9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で1億7,604万7,000円で、前年度より1,602万円の増額となっております。総務省通知の繰り出し基準等に基づき計上したところでございますが、1節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者で所得の低い方の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と保険者支援分でございます。平成28年度におきましては、調定額を基準とした1人当たりの算定額が増加したことにより、繰入金も増加となる見込みでございます。

4節の財政安定化支援事業繰入金については、国保事業に係る交付税算入見合い分ということで、平成27年度実績とほぼ同額を計上し、500万円の増となる見込みとしたところでございます。

また、5節、その他一般会計繰入金の10ページ最上段、福祉医療波及分は、昨年度より新たに計上したものであり、国の療養給付費負担金、国の普通調整交付金、府の普通調整交付金における波及相当見込み額を計上するもので、300万円増の2,650万円を一般会計から繰り入れとしてお願いしております。

2項、基金繰入金については、収支の均衡を図るため、6,114万4,000円の繰り入れを見込んでおります。

10ページから11ページ、11款、諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る返納金を主なものといたしまして、全体で378万8,000円を計上したところでござ

います。

次に、12ページからの歳出についてご説明申し上げます。

1款、総務費、12ページから14ページにかけてでございますが、保健師1名分の人件費とレセプト点検の嘱託職員賃金、運営事務費のほか、賦課徴収に係る費用、運営協議会費用などを計上し、全体で1,895万2,000円を計上しております。

14ページ下段からの2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、国が示す方法により過去3カ年の医療費、あるいは直近4カ月平均の給付費等を参考として算出しております。

療養諸費の合計額といたしましては、一般退職の療養給付費及び療養費等審査支払手数料を含めまして、12億7,018万円としております。前年度と比較して4,190万円の増額、率にして3.4%増としております。

15ページから16ページの2項、高額療養費については、一般、退職ともに直近の支給額から推計し、前年度と比較しまして8.5%の増、1億6,525万円を計上いたしました。

17ページ、出産育児一時金については、昨年度と同額の1件当たり42万円として20件分の840万円、葬祭費についても1件5万円の25件分で、昨年度と同額の125万円を計上いたしております。

最下段、精神・結核医療付加金は、精神障害医療費及び結核医療の自己負担分を給付するもので、過去の実績額をもとに計上いたしました。

18ページ、3款、後期高齢者支援金につきましては、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済なども含め、各医療保険者が4割分を拠出するものでございます。平成28年度の概算分は2億6,025万1,000円となり、平成26年度の精算分3,048万1,000円が相殺されておりますので、前年度に比べ1,997万5,000円の減額の2億2,977万円となっております。

次に、19ページ最下段、6款、介護納付金については、介護給付費等の財源として、40歳から65歳の被保険者数に応じて各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により所要額を見込んでおります。平成28年度の概算納付分8,719万1,000円から平成26年度分の精算見込み分1,830万6,000円が相殺されますので、前年度に比して1,064万円の減、6,888万5,000円を計上いたしております。

20ページ、7款、共同事業拠出金については、国保連合会から示された拠出金見込み額により計上しております。



1 目の高額医療費共同事業の拠出金は、1 件 80 万円を超えるレセプトを対象として医療費実績割で算定され、2 目の保険財政共同安定化事業の拠出金については、都道府県単位での共同事業として全ての医療費を対象に被保険者割 50、医療費実績割 50 により算定されております。

同じく 20 ページ下段の 8 款、保健事業費の特定健康診査等事業費では、40 歳から 74 歳までの被保険者に係る特定健診等に係る費用を一般会計に繰り出し、原則集団健診の方法で実施することとしております。平成 25 年度作成の第 2 次特定健診等実施計画により、目標受診率を全体で 59% とし、そのうち集団健診における受診率を 52%、受診見込み者数 1, 814 人として予算計上をいたしたところでございます。一般会計への繰出金 1, 812 万 2, 000 円を主なものといたしまして、全体で 1, 881 万 7, 000 円を計上いたしております。

21 ページ中段の疾病予防費の疾病予防事業では、医療費通知、ジェネリック差額通知費用のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。

人間ドックの助成金については、外来半日ドック 230 件分、713 万円を計上いたしております。

健康増進事業においては、一般会計で実施しているがん検診等について、国保被保険者分の費用を国保の保険事業に位置づけ、その費用の一部を負担するほか、南丹医療圏の広域保健事業として取り組みました糖尿病重症化予防事業の成果を途絶えさせることのないように、食生活改善事業など地域の健康づくりを推進する事業について、一般会計への繰出金 345 万 1, 000 円を計上しており、財源については京都府の財政調整交付金の活用を見込んでおります。

21 ページから 22 ページにかけての 3 項、健康管理センター事業では、施設管理費、訪問指導事業費、スポーツ講座開催事業費を合わせまして、全体で 765 万 3, 000 円としております。

23 ページから 24 ページの 11 款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するとともに、24 ページ下段繰出金においては、歳入の国庫特別調整交付金の対象となっておりますへき地直営診療所運営経費分として 1, 503 万 3, 000 円を病院事業会計に繰り出すこととしております。

25 ページ、予備費につきましては、昨年と同額の 1, 000 万円を計上させていただくものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、

よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第28号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計について補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れ、広域連合に納めるというもので、平成28年度の予算総額は前年度よりマイナス547万3,000円、率にして2.5%減の2億1,777万9,000円とさせていただきます。

保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成いたしております。

それでは、詳細につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

最初に、歳入からご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比較して608万1,000円減の1億3,701万1,000円を計上いたしております。

現在の調定額により按分し、特別徴収分を79%として1億816万円、普通徴収分を21%として2,875万1,000円とさせていただきます。なお、保険料率につきましては2年ごとの改正となっておりますので、平成28年度、29年度の保険料がさきの広域連合議会で決定され、均一保険料は均等割4万8,220円、所得割9.61%となり、1人当たり保険料は7万4,469円と見込んでおります。府内全体では、現在の1人当たり平均保険料と比較して年1,816円で、月額にして約151円の増、率にして2.5%の引き上げとなっております。本町の平均保険料といたしましては、広域連合の試算で4万1,238円で、改定前の平均保険料と比べまして年360円、約0.9%の減額が見込まれます。また、保険料の賦課限度額は57万円と据え置かれますが、保険料の軽減を受ける世帯の所得については、国保と同様に拡大が実施されることとなっております。

3款、一般会計繰入金については、事務費分として350万円、所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金として7,288万6,000円を計上いたしております。

次に、4ページ、4款、繰越金につきましては、出納整理期間に収納した保険料分を見込んでおります。

4 ページ最下段、5 款、諸収入、雑入につきましては、広域連合助成金として後期高齢者の人間ドック助成事業 1 0 8 万 8, 0 0 0 円を主なものとしております。広域連合が国の特別調整交付金を活用された長寿健康増進事業として、人間ドックの受診助成に必要な経費全額に対しての交付、いわゆる 1 0 分の 1 0 の交付を受けてきたところでございますが、平成 2 8 年度は基本項目健診費用に対する 7 割相当額の交付となるため、人間ドックの自己負担割合を 1 割から 2 割に引き上げる予定としております。したがって、町が負担する 8 割相当額と連合会からの補助金 7 割相当額のすき間分 1 割につきましては、3 ページに戻っていただきまして最下段でございますが、一般会計からの繰入金として保険事業費繰入金 2 7 万 9, 0 0 0 円をお願いするものでございます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、5 ページの歳出についてでございますが、1 款、総務費、一般管理費では、7 5 歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料を主なものといたしまして、一般事務経費分として 1 9 3 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。

2 項、徴収費では、保険料決定通知費の印刷、郵送費用と口座振替手数料が主なものでございます。

6 ページ、2 款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と低所得者に係る保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。これも広域連合の試算に基づき算出しており、保険料軽減対象者に係ります基盤安定負担金については、昨年度に比べ 8 5 万 5, 0 0 0 円の増額に転じた一方、保険料等負担金については 6 0 8 万円の減額となり、昨年度より 5 2 2 万 5, 0 0 0 円減の 2 億 1, 1 8 9 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

3 款、保健事業費では、歳入で説明いたしましたように、広域連合からの助成金を受け、人間ドックの助成金を計上しております。助成割合は従来の 9 割から 8 割助成に変更し、日帰りドック 3 9 人分を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第 2 9 号 平成 2 8 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分について、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定分の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 2 億 6 8 0 万 7, 0 0 0 円と定めるものでございます。前年度と比較しますと 6 6 0 万 5, 0 0 0 円、0. 3 % の増となっております。

ります。第6期介護保険事業計画の2年目として、第6期計画のサービス見込み量と、今年度の実績見込み額との乖離率から推計して予算計上させていただくものでございます。

第1表、歳入歳出予算につきましては、後ほど第3表、事項別明細書において説明させていただきます。

次に、5ページの第2表、債務負担行為でございます。高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務といたしまして、平成29年度の事業費として369万6,000円を計上させていただいております。この計画は3年ごとに策定することになっておりますが、次期計画の策定に当たり、効果的で効率的に計画策定事務が進められるよう、専門的な知識等を有する業者に事業委託をすることとして、2カ年で策定に向けた取り組みを行うこととし、全体の委託業務に係ります予定事業費としましては645万円と見込んでおります。

続きまして、事項別明細書でのご説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,921人と見込み、4億1,058万9,000円、前年度と比較して84万3,000円の増。その内訳といたしましては、現年度分特別徴収保険料として3億8,269万6,000円、現年度分普通徴収保険料として2,769万3,000円を計上いたしております。収納率は、現年度分全体で99.1%を見込んでおります。第1段階の被保険者につきましては、昨年度創設されました低所得者保険料負担軽減措置が適用されますので、対象者1,025人を見込み、それを反映した保険料となっております。

第3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、現年度分として3億7,471万6,000円、保険給付費のうち施設介護給付費の15%、その他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、今年度の交付申請ベースで保険給付費の8.3%を計上させていただいております。2目の地域支援事業交付金は、全体で1,557万5,000円。一般介護予防事業分及び介護予防・生活支援サービス事業分の25%と、包括的支援事業・任意事業分の39%となっております。

4款、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金として5億9,390万5,000円、地域支援事業交付金として1,074万円を計上いたしております。

5ページ、5款の府支出金、1項、府負担金、1目、介護給付費府負担金は、3億1,463万6,000円。施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させて

いただいております。

2目、府補助金、1目、地域支援事業交付金は778万7,000円。一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%でございます。

6ページ、7款の繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金として2億6,513万6,000円、ルール分といたしまして保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れするものでございます。

2目の地域支援事業繰入金としては787万円。ルール分として一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.5%でございます。

また、昨年度創設されました低所得者に対する保険料軽減措置として、3目、低所得者保険料軽減繰入金1,025人分、389万5,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出の8ページをお願いいたします。

総務費では、1項、総務管理費、1目、一般管理費に183万5,000円、2項の徴収費、1目、賦課徴収費に134万7,000円、3項の介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金242万2,000円や、主治医意見書作成手数料628万7,000円、認定審査会に係る委託負担金として856万円を計上させていただきます。

審査会は、引き続き京都府に事務委託をさせていただくこととしております。

また、4項、計画策定委員会費といたしまして、第7期介護保険事業計画等の策定に向けた業務委託料として275万4,000円を計上いたしております。

10ページの2款、保険給付費につきましては、第6期介護保険事業計画に計上した給付費をもとに今年度の実績見込み額との乖離率から推計して予算計上いたしております。

1項、介護サービス等諸費の主なものといたしまして、1目の居宅介護サービス給付費では、6億2,355万7,000円。訪問介護の利用者を月175人、通所介護を月270人、短期入所生活介護を月124人など見込んでおります。

さきの条例の一部改正のとおり、平成28年4月から利用定員18人以下の小規模デイサービス等の事業所が地域密着型に移行し、町内では4事業所が該当されることから、対象事業所の給付費相当額を1目の居宅介護サービス費から2目の地域密着型介護サービス給付費に組み替えを行っております。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で3億460万8,000円。町内の既

存の小規模特別養護老人ホーム、グループホームの利用に加え、昨年秋に開設されました認知症対応型グループホームと、平成28年4月から移行となる小規模デイサービス分、さらには今年の秋に開設見込みであります認知症デイサービス等の増加を見込むものでございます。

3目の施設介護サービス給付費は8億7,589万2,000円とし、介護老人福祉施設202人、介護老人保健施設54人などの入所に係る費用を見込んでおります。

11ページ、第2項の介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、1目、介護予防サービス給付費3,619万7,000円。予防訪問介護17人、予防通所介護42人、予防通所リハビリ19人などの月平均の利用を見込んでおります。

また、要支援者への介護予防サービス計画給付費としては555万円を見込んでいます。

12ページをお願いいたします。

4項の高額介護サービス等費は、利用者負担が定められた世帯の上限額を超えた場合に支給するもので、3,969万9,000円、5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設入所者に対します食費、居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付するもので、1億2,311万8,000円を計上いたしております。

以上、保険給付費の総額は21億2,109万1,000円で、前年度比マイナス0.02%、48万9,000円の減といたしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費につきましては、新しい総合事業へ移行する市町村に示されている予算費目により計上いたしております。1項の一般介護予防事業費については、65歳以上の高齢者を対象として広く介護予防、認知症予防活動を普及することとし、ふれあいいきいきサロン活動や食生活改善ふれあい調理実習への支援、筋トレ教室の開催、介護予防事業対象者を把握する生活機能評価に係る経費など、全体で471万3,000円を計上いたしております。

2項の介護予防生活支援サービス事業費では、予防給付から移行します予防訪問介護、予防通所介護の現行相当サービス事業費として865万1,000円、これまでの二次予防事業から再編した通所型サービスA事業では、ミニデイサービス事業委託料など1,667万1,000円、通所型サービスC事業では、運動器機能向上事業、健やか体操教室の臨時職員賃金など732万5,000円、現行相当サービスを利用される場合のケアプラン作成委託料など、介護予防ケアマネジメント事業に229万4,000円、全体で3,397万3,

000円を計上し、新総合事業へのスムーズな移行と閉じこもり予防や要介護状態になることを予防するための取り組みを継続してまいります。

15ページ、4項、包括的支援事業・任意事業につきましては、1目の包括的支援事業費として全体で275万9,000円を計上いたしております。国の地域支援事業実施要綱の改正に伴いまして、これまで任意事業で行っていたものが包括的支援事業に該当するようになったことから、昨年度からの予算を一部組み替えるとともに、国の実施要綱改正に伴いまして新たに実施する事業として、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援介護予防サービスの基盤整備事業、地域ケア会議推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業などがございます。

15ページから16ページにかけましての2目、任意事業費につきましては、全体で1,259万1,000円を計上し、家族介護者を支援するための交流会開催として34万5,000円、紙おむつ等購入に係る家族介護用品支給事業に921万3,000円、介護給付費等費用適正化事業に174万3,000円などを見込んでおります。

また、介護サービス利用者の疑問や不安の解消、介護サービスの質的向上を図るため、希望される事業所等に派遣する介護相談員の養成にも取り組むことといたしております。

4款、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金の積立金として482万4,000円、平成28年度末の基金残高は予算ベースで3,706万8,000円と見込んでおります。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

サービス事業勘定では、歳入歳出の総額を655万2,000円と定めるものでございます。前年度と比べましてマイナス5.6%、38万9,000円の減となっております。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入は、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主なものでございます。委託の分も含めて、地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成費654万2,000円が主な収入となっております。

次に、歳出、4ページをお願いいたします。

2款の事業費、1目、居宅介護支援事業費は649万6,000円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料439万1,000円を主なものといたしまして、介護予防給付管理システム関係の費用をあわせて計上いたしております。今年度、システム機器のリース契約が満了することから、システム機器の更新費用としまして、備品購入費145万8,000円を計上させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号 平成28年度介護保険事業特別会計の事業

勘定及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、介護保険特別会計の老人保健施設サービス勘定について補足説明をさせていただきます。

京丹波町病院和知診療所の2階部分に当たります京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、平成21年10月に開設して以来、はや6年と半年が経過し、順調に推移稼働しております。

ちなみに、昨年4月から本年2月までの平均利用率は、長期入所、短期入所合わせまして79.8%で運営されております。平成28年度の老健施設の係る予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億7,286万6,000円とするものでございます。

予算の前提といたしましては、平成27年度の4月から12月までの利用実績をもとにして積算を行っております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページからでございます。

まず、歳入における入所の収入では、1款、サービス収入、1目、居宅介護サービス費収入におきまして、要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分で、いわゆるショートステイ費用を計上しております。平均要介護度3とし、1カ月当たりの利用者数を3床とみなし、30日間で90日の利用分を見込んでおります。

次の2目、施設介護サービス費収入では、長期入所の介護報酬分として個室は平均要介護度4とし、多床室は平均要介護度3で見込み、1日当たり個室の利用ベッドは1床、多床室利用ベッドを12床とし、合計で平均入所利用ベッドを13床と見込み、サービス収入費の合計として5,643万円を計上いたしております。

次に、2目、介護予防サービス費収入では、要支援1または2の方の短期入所の方で年間12日分とし、11万円を見込んでおります。

3目、自己負担金収入では、入所及び短期入所に係る介護報酬の利用者の自己負担金分と居住費、食費として1,446万円を見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページ中段の3款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で1億45万3,000円を計上いたし、歳出予算との均衡を図っております。

なお、同ページ下段の5款、諸収入、1目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食代や入所者のテレビカード代等でございます。



続きまして、5ページからの歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、主に老健施設の管理費用に係る一般管理事業として2,320万5,000円を計上しております。ほかに職員人件費として1億472万4,000円を計上いたしております。また、介護助手らの嘱託職員等の人件費として2,504万6,000円を計上しております。

次に、7ページの2款、介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費では、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務委託料、検査委託料、機器物品等借上料を主なものといたしまして、全体で1,959万1,000円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、老健施設のサービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） それでは、議案第30号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成28年度の歳入歳出予算総額を18億3,120万円とさせていただくもので、前年度当初予算と比べまして、2億1,120万円、13%の増額となっております。

第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものです。

まず、4ページの第2表、地方債をごらんください。

簡易水道事業で、その財源として借り入れを行うことができる限度額を2億6,000万円とし、過疎対策事業の限度額は2億4,280万円とし、総額5億280万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんとおりですので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の説明に移らせていただきますが、先に事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、水道管理費の一般管理費総額は5億1,587万5,000円であり、そのうち人件費は6,252万4,000円で、8名分の一般職給料、手当等を見込んでおります。

水道事業として、維持管理費用全般で4億5,335万1,000円を見込んでおります。

主なものとして、需用費では9,259万円、そのうち浄水場などの光熱水費につきましては、7,068万円を計上しております。

8ページに移りまして、役務費につきましては総額で2,521万7,000円、そのう

ち畑川浄水場にあります天日乾燥床の汚泥廃棄物処分手数料として1,618万円を計上しております。委託料につきましては、総額で1億2,725万8,000円。主には施設の維持管理委託料としまして6,617万3,000円、水質検査委託料で1,384万7,000円、債務負担行為としております公営企業法適用に向けた調査等委託料で1,360万3,000円、測量設計監理業務等委託料といたしましては、府道等移設工事に伴う設計業務や管路の耐震化、管路の更新に係る計画策定業務として1,400万円を予定しております。

9ページ、工事請負費は、総額で1億3,786万8,000円を計上し、府道や町道の改良工事に伴う水道管移設工事で3,500万円、漏水を含む浄水場、配水池などの維持補修工事で1億286万8,000円を計上しております。

また、19節の負担金では、畑川ダムの適正な維持管理を目的に、ダム管理負担金として1,047万4,000円を計上しております。

次に、10ページ、2款、1項、1目、水道施設費ですが、上水道事業としまして、丹波・瑞穂統合簡易水道事業費に4億1,133万3,000円を計上しております。委託料では、井脇配水管設計に200万円、工事請負費では、畑川浄水場高度浄化処理施設築造工事、鎌谷中地区及び八田地区でのポンプ場工事、また未給水区域でありました小野地区での配水管布設工事など、総額で4億800万円を計上しております。

2目、簡易水道施設費の和知統合簡易水道事業では、総額2億2,205万2,000円を計上しております。委託料では、広野地区及び升谷地区の配水管設計業務委託料、また立木踏切横断に伴うJR工事委託料として3,050万円、工事請負費では1億9,050万円を計上し、広野地内での配水管工事を中心に実施いたします。

11ページ、3款、公債費の元金と利子の総額は、6億7,894万円を見込んでおります。

次に、歳入の説明に移らせていただきますので、事項別明細書の3ページにお戻りください。

1款、1項、1目、水道事業費分担金では、48件の新規加入を見込み、673万8,000円を計上しています。

2款、1項、1目、水道使用料の現年度分につきましては、使用実績に基づき算出した4億9,865万円を計上しております。

次に、4ページ、3款、国庫支出金の総額は1億3,721万2,000円を見込んでおり、事業費の増額に伴い、前年度に比べ2,261万9,000円の増額となっております。

次に、5ページ、6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で6億3,960万円、また基金繰入金では919万1,000円を計上しております。

下段、8款、諸収入の支障物件移設補償費ですが、府道上野水原線、府道遠方瑞穂線及び藤ヶ瀬橋工事に伴う水道管の移設設計費や工事費の公共補償費として1,300万円を見込んでおります。

次に、6ページ、9款、町債ですが、簡易水道事業債として2億6,000万円、うち公営企業会計適用債分として1,690万円を含んでおります。

また、過疎対策事業債として2億4,280万円、総額で5億280万円の借り入れを予定しております。

以上、議案第30号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成28年度の歳入歳出予算総額を9億5,270万円とさせていただくもので、前年度当初予算と比べまして430万円、0.4%の減額となっております。

第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものです。

まず、4ページの第2表、地方債をごらんください。

資本費平準化債で限度額を1億5,510万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりですので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の説明に移らせていただきますが、先に事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費は3,470万円で、前年度と同様に職員4名分の人件費を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水施設整備事業の施設整備費は1,631万3,000円を計上しております。

7ページに移りまして、委託料800万円の内訳ですが、平成26、27年度に実施いたしました施設の機能診断と最適整備構想結果に基づき、平成29年度以降の整備計画を策定する経費に500万円、また町道市場上ノ山線の改良工事に伴う移設実施設計として300万円を計上しております。

工事請負費800万円は、町道市場上ノ山線下水道管移設工事費を見込んでおります。

2目、施設管理費は総額1億739万5,000円で、内訳としましては農業集落排水施

設管理事業に1億306万9,000円、林業集落排水施設管理事業に277万1,000円、簡易水道施設管理事業に155万5,000円を計上しております。

主なものとしましては、需用費の中の光熱水費に3,163万2,000円を計上し、委託料では施設維持管理委託料として2,395万6,000円など、総額で5,904万5,000円を計上しております。

次に、8ページ下段、2款、2項、1目、公共下水道の施設整備費では1,518万7,000円を計上しております。主なものとして、9ページに進んでいただきまして委託料500万円は平成26、27年度に実施しました下山グリーンハイツ地区誤接続調査の結果に基づき修理及び改築計画を策定いたします。工事請負費の900万円は、京都府の下山藤ヶ瀬橋の工事に伴う移設工事費と府道改良工事に伴います中台地内での中継ポンプ制御盤移設工事費であります。

次に下段、施設管理費では、総額1億2,166万3,000円を計上しております。需用費では光熱水費で2,599万円、施設の機器修繕等に995万円などの計3,801万9,000円を、10ページ、委託料では、施設維持管理委託に1,933万7,000円、汚水脱水業務委託に5,544万9,000円など合計で7,859万9,000円を計上しております。

11ページに移りまして、3項、1目、浄化槽の施設管理事業では、1億584万円を計上しております。主には委託料で町管理の浄化槽に係ります清掃委託料及び保守点検委託料として9,770万8,000円を計上しております。3月末での見込み基数に新規の管理基数を加え町管理浄化槽は1,331基を見込んでいるところです。

12ページ、3款、公債費ですが元金は4億3,130万6,000円、利子は1億1,929万6,000円を計上しております。

次に、歳入の説明に移らせていただきますので、事項別明細書の3ページにお戻りください。

1款、1項、1目、下水事業費分担金ですが、農集で3件、特環下水道で3件の新規加入分担金を見込みまして518万4,000円を計上しております。2款、使用料では現年分度分の農業集落排水使用料は9,341万円、林業集落排水使用料は140万5,000円、簡易排水使用料は88万8,000円、4ページに移りまして特環公共下水道使用料は9,598万円、浄化槽使用料は6,390万4,000円を見込んでおります。

5ページに移りまして5款、一般会計繰入金につきましては、総額で5億3,118万5,000円とし、農業集落排水事業に2億2,432万1,000円、特定環境保全公共下水

道事業に2億5,184万6,000円、浄化槽市町村整備推進事業に5,501万8,000円を充当することとしております。

最後に8款、町債ですが、第2表、地方債で説明しましたとおり資本費平準化債の借入れを1億5,510万円としております。

以上、議案第31号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第32号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度の土地取得特別会計の予算総額につきましては、歳入歳出でそれぞれ16万8,000円とするものでございます。

先に、事項別明細書で歳入につきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページでございます。財産収入の財産運用収入としまして利子及び配当金で土地開発基金の利子としまして16万8,000円を計上いたしております。

最後のページ、4ページでございます。歳出でございます。土地基金費の繰出金ということで土地開発基金への繰出金としまして16万8,000円を繰り出すものでございまして、基金利子の積み立てにつきましては土地開発基金条例の第6条に基づきまして、予算に計上し定額の資金を運用するための基金で、繰出金で繰り出すということになっておりますので、その科目によりまして繰り出しを予算計上するものでございます。

以上、平成28年度の土地取得特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） ただいま上程となりました議案第33号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げさせていただきます。

概要につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ529万6,000円とするものでございます。歳入歳出事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款2、育英費で負担金補助及び交付金で、育英給付金528万円を計上いたしております。志願者数につきましては、平成27年度の申請者数を参考に大学生17人、高校生16人、高等専門学校4人、専門学校3人、合計40人分の給付を見込んでおります。

続きまして戻っていただきまして、歳入歳出事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款3、繰入金として一般会計繰入金、基金繰入金、ともに給付額528万円の2分の1に当たります264万円をルール分としてそれぞれ計上いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第34号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年度の歳入歳出予算総額は9,891万円で、前年度と比較し1,681万5,000円の減、14.5%の減となっております。前年度はバス車両購入があったために主な減少理由であります。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをごらんください。

まず歳入でございます。運行事業収入では一般の乗車に係る運賃収入1,012万6,000円、また小・中学生の通学に係る受託収入1,485万6,000円を計上しております。一般会計繰入金は7,345万9,000円でございます。

また、諸収入、雑入の施設管理協力金46万7,000円につきましては、JR和知駅構内、和知ふれあいハウス山ゆりの電気代負担分として収入するものでございます。

1枚めくっていただきまして次に歳出でございます。

運行事業費の事業項目、運行一般事業では12路線、バス16台、自家用バス管理事業では自家用バス1台に係る運行管理経費を計上しております。主なものといたしまして、賃金では嘱託職員4人、臨時職員15人分、合わせて5,135万4,000円を計上しております。

需用費につきましては、タイヤ購入などの消耗品、燃料費、車検等の修繕料など、合わせて2,711万2,000円を計上しております。また、使用料、賃借料のうち施設使用料90万9,000円は、JR桧山駅、和知駅構内のそれぞれバス事務所の賃借料などでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第35号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度の須知財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ130万円と定めるものでございます。

まず、事項別明細書によりまして歳入からご説明をさせていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思います。まず、1款の財産収入、1項の財産運用収入で、まず須知地区におきましては財産貸付収入としまして39万4,000円ございまして、駐車場の貸し付けで13万円、それから電話の鉄塔の敷地料ということで26万4,000円でございます。また、利子及び配当金では、基金の利子収入ということで6万7,000円を計上いたしております。同じく竹野地区におきまして利子及び配当金で基金利子収入ということで3万2,000円の計上をいたしております。

次に、2項、生産物売払収入でございます。竹野地区におきまして林業生産物の売払収入としましてマツタケ入札金の9,000円を過去の実績に基づきまして計上をしております。

次に、2款の寄附金でございます。須知地区で一般寄附金としまして管理運営寄附ということで37万5,000円を計上しております。前年度実績から5%減ということで見込んでいるところでございます。

次に、3款、繰入金、1項の基金繰入金、竹野地区でございます。基金繰入金としまして事業の不足部分に充当します財源として基金から36万3,000円を繰り入れるものでございます。

次の4ページにまいりまして繰越金でございます。まず、須知地区におきましては1万2,000円、竹野地区で4万4,000円ということで計上をさせていただいております。

5款、諸収入につきましては、それぞれの地区で預金利子ということで1,000円ずつの計上でございます。また、諸収入につきましても雑入でそれぞれの地区で1,000円ずつ計上をしているものでございます。

次に、歳出に移らせてもらいます。

まず、総務費の須知地区でございます。一般管理費としまして65万円、本年度計上しております。前年比9万5,000円の減となっております。ここでは、財産区の管理会の運営につきまして一般管理のほうで計上をしております。運営管理会の委員報酬なり普通旅費、それから交際費、事務運営の消耗品費、湯茶等の食糧費、それから郵便料、通信運搬費、それから視察等の道路通行料となっております。また、負担金補助及び交付金におきまして、敬老祝賀式の補助金に20万円、それから区長会の運営補助金として10万円、研修会補助に5万円ということで合計35万円の計上をいたしております。また、25節の積立金で財政管理調整基金積立金として15万円の計上をいたしております。

次に、財産管理費でございます。財産管理費につきましては、まず賃金で調査賃金ということで立ち会い調査等の賃金を2万円計上しております。需用費につきましては、消耗品それから公用車の燃料代、湯茶等で食糧費ということで合計4万円の需用費を計上しております。また、13節の委託料では、所有地の草刈り等の管理作業委託に10万円、それから原材料費として補修用の資材費で3万円を計上いたしております。

次に、6ページに入りまして竹野地区でございます。同じく竹野地区も一般管理費としまして財産区管理会の運営に係ります経費を計上しております。管理会の委員報酬、委員等報酬として補助員さんへの費用弁償でございます。また、交際費に1万円、あと需用費ということで運営経費として消耗品なり食糧費、委員会の弁当代、湯茶等でございます。それから光熱水費ということで自転車置き場の電気代を計上しております。

次に、19節の負担金補助及び交付金に2万円ありまして、竹野小学校の卒業生に対します記念品の助成ということで2万円の計上をしております。

25節の積立金は財政管理調整基金への積立金としまして3万3,000円を計上しております。また、財産管理費としまして委託料で枝打ち間伐等の作業委託を行うもので委託費として20万円を計上しているものでございます。

以上、須知財産区の特別会計の当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

平成28年度の京丹波町高原財産区の歳入歳出予算の総額をそれぞれ23万4,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書3ページ、まず歳入のほうでご説明をさせていただきます。まず1款、財産収入としまして利子及び配当金で財政調整基金利子として1,000円の計上をいたしております。また、寄附金ということで、これにつきましては各高原地区の5つの区から寄附を募るということで合計21万9,000円の計上をいたしております。

次に、3款、繰越金でございます。前年度繰越金としまして1万2,000円の計上をいたしております。また、4款、諸収入でございますが町預金利子としまして1,000円の予算計上でございます。4款の諸収入、雑入におきましても頭出しということで1,000円の計上をいたしております。

次に、歳出に入りまして4ページでございます。

まず、総務費の総務管理の一般管理でございます。財産区管理委員さんの運営に係ります事務費を計上しております。報酬につきましては管理会の委員さん7名分の報酬でございます。



す。報償費につきましては、構成区の区長さんへの報償でございます。交際費につきましては、忠霊塔の清掃の助成ということで1万3,000円計上しております。

また、需用費につきましては、事務費それから食糧費としましてお茶等でございます。役員費につきましては、切手代ということで1,000円の計上でございます。また、積立金としまして財政管理調整基金への積み立てに7万1,000円の計上をいたしております。

2目の財産管理費でございますが、委託料として木ノ谷の林道管理委託、草刈り作業の委託で4万円を計上いたしております。

以上、高原財産区の当初予算の補足説明でございます。ご審議賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 川寫瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川寫勇人君） 議案第37号から議案第40号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美・各財産区特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に議案第37号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は予算総額を歳入歳出それぞれ1,500万円とするもので、前年度から400万円の減額でございます。

初めに、歳入の主なものですが、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入ではゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地として15万円、京都縦貫道工事残土仮置きに係る貸付料として79万8,000円を計上するものです。そのほか、財政調整基金利子として29万7,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書の5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で直営林保育作業に320万円を計上しております。

6ページ、3目、諸費では、19節、負担金補助及び交付金で桧山地域振興会補助金100万円など財産区区域内の各種団体等への助成、また各区を対象とした山林高度利用補助金465万円や桧山地域振興対策補助金150万円を計上しております。

以上が、桧山財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第38号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ735万円とするもので、前年度に比べ100万円の増額となっております。

初めに、歳入の主なものですが、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入におきましては、無線中継塔

用地や管内8区への貸付料として551万5,000円を計上しております。

また、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では歳入歳出均衡を図るため150万6,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書5ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料では、直営林の保育作業に25万円、6ページに入りまして22節、補償補填及び賠償金では無線中継塔などの用地貸付に係る当該区への土地貸付補償費として320万9,000円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、梅田地域振興会補助金として100万円、また、今年度新たに梅田地域振興対策事業補助金として100万円を計上しております。

以上が、梅田財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第39号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ418万7,000円とするもので、前年度に比べ127万8,000円の減額となっております。

初めに、歳入の主なものについて説明します。事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として管内8区から集落への貸付料として63万円を計上し、2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では歳入歳出の均衡を図るため122万6,000円を計上しております。

また、4ページ、4款、諸収入、1目の分収林受託事業収入では110万円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書6ページをごらんください。1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料では、分収林事業委託料として110万円を計上し、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では三ノ宮地域振興会補助金40万円を初め、三ノ宮財産区域内の各種団体や区などを対象として合わせて80万円の補助金を計上しております。

以上が、三ノ宮財産区特別会計でございます。

最後に議案第40号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ350万円とするもので、前年度に比べ10万円の増額でございます。

最初に、歳入の主なものについて説明します。事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入として管内7区から141万4,000円、3つの法人から132万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書5ページをごらんください。1款、総務費、

2目、財産管理費、13節、委託料で直営林保育作業委託料に80万円、19節、負担金補助及び交付金では林道維持管理事業等補助金として30万円、3目の諸費、19節、負担金補助及び交付金で質美地区遺族会補助金18万1,000円、各区に対する貸付林等高度利用に対する補助金として26万5,000円を計上しております。

以上が、質美財産区特別会計でございます。

簡単ではございますが、瑞穂管内4つの財産区特別会計の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは続きまして、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成23年4月1日から、京丹波町病院和知診療所、和知歯科診療所を一本化し、公営企業会計の医療機関として運営を行ってまいりました。平成26年度より、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに改正されまして、新公営企業会計として平成26年度予算から適用いたしております。また、今回の算出基礎といたしましては平成27年4月から12月までの状況を参考にして積算をいたしております。

平成28年度の会計上の大きな特徴といたしましては、冒頭に町長が申されましたように病院起債におけます旧町時代に起債をいたしました現在の病院本体に係る起債返還において利率の高い2.4%の起債2本を繰り上げ償還させていただくことといたしております。

では、表紙をめくっていただきまして、平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算第2条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院事業では一般病床47床とし、入院患者数を1日平均36人、年間で1万3,140人を予定いたしております。外来患者数におきましては平日の1日当たりが112人、質美診療所は12人、年間3万2,816人の外来数を予定しております。

次に、和知診療所の事業でございますが、外来患者数を一日当たり52人として、年間1万2,584人を予定いたしております。和知歯科診療所では、外来患者数を1日当たり28人として、年間8,204人と見込んでおります。

次にめくっていただきまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額としましては、まず京丹波町病院事業の収益及び京丹波町病院事業費用は収益を8億2,450万円とし、費用は特別損失3,900万円を含む8億6,350万円とするものでございます。

次に、和知診療所事業の収益及び和知診療所事業費用はともに1億2,260万円とするものでございます。また、和知歯科診療所事業収益及び和知歯科診療所事業費用では、とも

に7,740万円とするものでございます。

次のページの第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、京丹波町病院と和知診療所と和知歯科診療所の資本的収入に合計1億3,343万8,000円を、同じく京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所の資本的支出の合計が4億4,622万5,000円とし、出に対して収入が不足する額3億1,278万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたすものでございます。

次に、めくっていただきまして第5条の企業債といたしまして、病院の機器類の購入に当たり企業債を活用させていただくものでございます。病院では、病院施設整備事業債と過疎対策事業債を活用させていただくもので、病院のCT装置が耐用年数も超え10年余り経過をいたしたため、28年度で導入計画を予定しております。

次に、第7条の議会の議決がなければ流用することのできない経費としまして、給与費と公債費を施設ごとに必要な経費を計上させていただいているところでございます。

次のページの第8条の他会計からの補助金につきましては、和知診療所並びに歯科診療所におきまして、へき地直営診療所運営に当たり国保会計からの補助金として1,503万3,000円を予定しております。

また、第10条の重要な資産の取得及び処分につきましては、先ほど述べました病院でのCT装置の購入を予定いたしております。

以下、ページを飛ばしまして、今、申した内容を京丹波町病院事業会計予算明細書で説明させていただきます。19ページからお願いいたします。

最初に、先ほど申しました第3条の収益的収入につきましては、京丹波町病院の医業収益から説明をさせていただきます。

入院収益につきましては、上半期は一般病床を47床で運営し、入院基本料13対1で1日平均患者数36人、一日平均入院単価は2万4,000円として試算し、下半期からは一般病床と地域包括医療病床を併用していきたいと計画しています。今春の診療報酬改定の点数の付与の方向性や入院患者のここ数年の状況を見ますときに、診療報酬点数状況と患者ニーズとに合致した状況に考慮をしていくものでございます。入院収益を3億1,900万円といたしております。外来収益におきましては、病院と質美診療所を合わせて年間3万2,816人を予定しております。

また、地域包括医療の在宅医療の推進として、居宅介護支援事業、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ事業の訪問事業と先ほどの外来と合わせて外来収益は2億2,000万円といたしております。前年度より550万円の増額となります。この主の原因は、一人

当たりの診療単価の増額と24年度から設置した地域連携室の充実によりまして、地域包括医療から在宅医療へと連携する中で、特に訪問看護と訪問リハビリの件数が増加をしたことが大きな要因となるものです。

次に、その他、医業収益では、予防接種や事業所健診事業が増加をいたしております。また、一般会計負担金として26年度からのルール改正により、前年度同様に救急医療普通交付税算定分として3,459万7,000円を計上させていただいており、合計7,790万円を計上しております。医療収益全体収入といたしましては、6億1,690万円とし、前年度より1,740万円の増とさせていただいております。医業外収益では、一般会計負担金としまして1億8,548万5,000円を計上いたしております。

また、26年度からの公営企業会計のルール改正によりまして長期前受金戻入を設けまして、みなし償却制度が廃止され、25年度までの償却資産の取得した補助金等につきましては、長期前受金戻入として計上し、減価償却に見合う分を順次、収益化するという処理をいたしております。28年度分としては、補助金分1,676万円を、寄附金分として1万8,000円を、受贈財産分として50万1,000円を計上しております。病院の医業外収益全体では2億760万円、前年度より3,360万円の増額となっております。

次に、和知診療所事業についてでございます。

19ページからの下段の和知診療所の収益についてご説明申し上げます。外来収益における外来患者数の1日当たりの平均患者は27年度同様に52人と見込み、在宅医療の訪問診察等の訪問関係事業を合わせて6,176万円を計上いたしております。また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益として特定健診事業や企業健診事業を本格的に導入してまいりたいと考えておりますので、その他医業収益全体で1,188万円を見込んでおります。

めくっていただきまして医業外収益につきましては、へき地直営診療所運営補助の国の国保特別調整交付金として993万3,000円を見込んでおります。また、一般会計からの運営費補助金につきましては、2,964万8,000円を計上いたしております。病院同様に26年度からみなし償却制度が廃止されたため、長期前受金戻入といたしまして28年度分としまして計上いたしております。

次に、和知歯科診療所事業でございます。21ページで歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、26年10月に歯科診療所施設の場所が移転いたし、診療施設がわかりやすい場所になったこと等によりまして、町内全域から受診に来ていただく効果も出てまいりまして、診療のほうも安定し順調に推移いたしております。また、土曜診療も定着する中で、外来患者数の1日当たり平均患者数は、2年前は1日当たり25人と見込んでおりましたが、

28年度には1日当たり28人と見込みまして年間8,200人余りとして5,870万円を計上いたしております。また、虫歯にならないための歯の管理教育や地域包括医療としての町病院や在宅への訪問事業も進めてまいります。

次に、医業外収益につきましては、国の国保特別調整交付金として、へき地直営診療所運営交付に210万円を見込んでおります。また、一般会計からの運営費補助金につきましては、1,110万円を計上いたしております。長期前受金戻入としましては、合計334万1,000円を計上いたしております。

次に、町病院の収益的支出に移らせていただきます。ページをめくっていただきまして23ページになります。医業費用におきましては、給与費では前年度と対比しまして採用見込み人数を含めて算定しておりますが、賃金では主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師及びケアマネジャー、入退院調整や病病・病診等連携調整のPSWらに係る賃金を主なものとしております。給与費全体としては、前年度より2,809万1,000円の増で、全体として5億4,900万円を計上いたしております。

材料費では、4年前から院外処方を導入いたしましたので、薬品費の4,491万6,000円を主なものとしまして、SPD事業の診療材料費や給食材料費等も含め、全体で7,220万円を計上いたしております。

経費では、病院と質美診療所を合わせ、その主なものとしましては光熱水費に1,503万4,000円を、委託料では検査業務委託、給食厨房業務、窓口維持業務及び医療機器補修委託業務らに1億738万1,000円を計上し、経費全体で1億4,798万8,000円となり、前年度よりも699万円の増でございます。主な要因は検査業務の件数増加と医療機器らの保守管理料の増らによるものです。

減価償却では、建物・機械備品の減価償却費7,393万2,000円を見込んでおります。前年度よりも2,046万1,000円の増加をしていますのは27年度に購入いたしました電子カルテやファクスの機器類らの減価償却が増えたものでございます。

25ページからの医業外費用におきましては、病院事業債の通常の償還に係る利子1,738万2,000円を計上しております。また、冒頭に申しました旧町時代の瑞穂病院建設の際の平成15年度病院事業債の起債において、2本の一括償還を28年度において予定するもので、その繰り上げ償還利子保証金として3,900万円の特別損失を計上いたしております。

次に、27ページの収益的支出の和知診療所事業費用の医業費用における給与費では、医療職、看護師職、技術職、事務職らの診療所の人数で算定をしております。賃金では、主に

嘱託職員と非常勤医師らに係る賃金を主なものとしております。全体としては7,512万4,000円を計上しております。

経費では、その主なものとしたしまして修繕費の1,900万円を、また委託料における検査委託費や窓口維持業務や医療機器補修委託に1,814万7,000円を計上しており、経費全体で2,824万6,000円を計上いたしております。

また、29ページの減価償却費に1,109万6,000円とし、前年度よりも296万6,000円が増となりました。これは27年度に導入しました検診や検査らに対応する胃の透視機器のデジタルX線テレビシステムとデジタルラジオグラフィーらの減価償却が増えた分でございます。

次に、31ページの歯科診療所の事業費用の医業費用における給与費では、歯科医療職、技術職、事務職らの歯科診療所らの人数で算定しております。賃金では、歯科衛生士の技術員と事務員らに係る賃金を主なものとしております。歯科技工士の1名の退職により対前年度比589万4,000円減の給与費全体で5,096万8,000円を計上いたしております。

経費では、その主なものとしたしましては委託料では34ページにあります歯科技工委託費らで996万円を計上いたし、経費全体で1,761万1,000円を計上しております。また、減価償却には全体で348万7,000円とし、前年度同額で計上いたしております。

次に、35ページの4条における資本的収入についてでございます。

京丹波町病院資本的収入につきましては、1億2,911万円を計上しております。その内訳といたしましては、施設の企業債償還金で29年度までは病院本体の償還が本格化しております。28年度では通常の償還と一括繰り上げ償還とがあり、通常の償還は元金返済としては一般会計出資により償還に充てており、基準内の額のみで交付をいただきまして7,621万円を計上いたしております。

また、28年度には先ほど申しましたが旧町時代に導入したCT装置が10年余り経過いたしましたため、今回、新たな導入を計画しております。

和知診療所でございますが、109万6,000円を計上いたし、その内訳といたしましては企業債償還金として基準内のみの12万4,000円を一般会計出資により計上いたしております。また、内視鏡消毒洗浄装置の購入を予定しており、医療施設等設備整備費補助金事業として97万2,000円を計上しております。

次に、歯科診療所でございますが、企業債償還に基準内の23万2,000円を一般会計出資により計上いたしております。また、デジタルX線診断システム機器導入に国保調整交

付金として300万円を計上いたしております。

次に、37ページの第4条の資本的支出でございますが、京丹波町病院では資本的支出全体で4億3,460万円を計上いたしております。前年度より2億640万7,000円増加いたしております。これは施設の企業債償還金におきまして通常の元金償還金に1億1,434万2,000円を計上いたすものと、今回の一括繰り上げ償還として建物本体の起債に係る2件分の償還残金、合計2億5,392万2,000円を計上するものでございます。

なお、この一括繰り上げ償還に充てる原資といたしましては、過年度分損益勘定留保資金を充当いたすものでございます。

次に、建設改良費におきましては、6,623万6,000円を計上しております。現在の建物が平成17年3月の旧町時代に完成し10年以上が経過しました。その機器類等において旧病院時代から引き続き使用して耐用年数の切れたものや医療の世界の日進月歩の進化の関係で、医師らからの要望により時代の流れに伴い、いろいろと新たに導入を行うものでございます。CT装置、電動ベッド、血圧脈拍検査装置などです。また給湯器機装置や駐車場外灯の導入も計画しております。あわせて地域包括医療ケアシステム導入、ケアシステムの推進といたしまして、在宅医療には必要となります訪問看護事業に軽自動車の導入を予定しております。

次に、和知診療所でございますが、資本的支出に420万3,000円を計上しております。前年度対比2,247万3,000円の減です。検査用の内視鏡消毒洗浄装置の導入を計画しております。これには府補助金での充当を計画しております。

最後に歯科診療所につきましては、資本的支出に742万2,000円を計上しております。主なものは、企業債償還に46万3,000円、そして機器備品購入にデジタルX線診断システムの導入を、これには国保特別調整交付金での充当を計画しております。また、鼻咽喉ファイバースコープらの導入も行い、合計685万9,000円を計上させていただいております。4条予算全体の資本的収入1億3,343万8,000円、資本的支出4億4,622万5,000円とし、支出に対して収入が不足する額3億1,278万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りましてご議決賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） お諮りします。

議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算から、議案第41号 平成28年度国



保京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第41号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時32分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時34分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に原田寿賀美君、副委員長に山田 均君、以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

これで、本日の議事日程は全て終了しました。よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は3月7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。ご苦労さまでござ

いました。

散会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫